

岩沼市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

宮城県岩沼市

目次

はじめに	1
1 背景・目的	1
2 岩沼市公共施設等総合管理計画の構成	2
3 計画期間と計画の体系	3
(1) 計画期間	3
(2) 計画の体系	4
4 対象施設	5
I. 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
1 公共施設等の状況	6
(1) 公共建築物	6
(2) 道路	10
(3) 公園・緑地等	12
(4) 下水道	13
(5) 上水道	14
2 人口の見通し	15
(1) 総人口	15
(2) 年齢別人口	16
3 過去に行った対策の実績	17
4 施設保有量の推移	19
(1) 公共建築物	19
(2) インフラ	20
5 有形固定資産減価償却率の推移	21
II. 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み	22
1 現在要している維持管理経費	22
(1) 歳入・歳出	22
2 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	24
3 長寿命化対策を反映した場合の見込み	26
4 対策の効果額	27
5 現状や課題に関する基本認識	28
III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
1 基本的な方向性	29
2 マネジメントの視点	29
(1) 公共施設等の全体を最適化するマネジメント	29
(2) 中長期的な視点に立ったマネジメント	29
(3) 利用圏域を踏まえたマネジメント	29
(4) 情報の一元化によるマネジメント	30
(5) 全員参加によるマネジメント	30
3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	30
(1) 全庁的な取組体制	30
(2) 情報管理・共有方策	30

(3) PDCAサイクル推進方針	30
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
(1) 基本方針	31
(2) 項目別実施方針	32
IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	39
1 施設類型	39
2 管理に関する基本的な方針	40
(1) 学校教育系施設	40
(2) 市民文化系施設	42
(3) 社会教育系施設	44
(4) スポーツ・レクリエーション系施設	46
(5) 産業系施設	48
(6) 子育て支援施設	50
(7) 保健福祉施設（高齢者）	52
(8) 保健福祉施設（障害者）	54
(9) 保健福祉施設（保健センター）	56
(10) 行政系施設	58
(11) 公営住宅	61
(12) その他公共施設	63
(13) 道路	65
(14) 公園・緑地等	66
(15) 下水道	67
(16) 上水道	69

1 背景・目的

- 本市は、昭和 46 年に市制施行し、市民ニーズへの対応や企業誘致等を一層推進するため、庁舎や学校、市営住宅、道路、上下水道等の公共施設等を整備してきました。
- 近年において、長年続いていた人口増加が一時的に減少に転じる等の変化が生じており、今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共施設等に対する市民ニーズが大きく変化していくことが予想されます。
- また、これまでに整備してきた公共施設等の老朽化が進行しており、長寿命化や更新等に多額の費用が必要となっています。
- その財源の確保は、今後予想される長期的な人口減少等に伴う市税収入の減少、高齢人口の増加に伴う社会保障費の増大等により、より厳しくなることが見込まれます。
- このため、公共施設等を現状のまま維持していくことは困難な状況にあり、今後の公共施設等の管理にあたっては、現状及び将来の見通しを踏まえながら、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要となります。
- 本市では、これらの背景を踏まえて、市民ニーズに応じた行政サービスの提供と健全な財政運営を目指して、平成 28 年3月に「岩沼市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理してきました。
- 令和3年度において、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂(平成 30 年 2 月 27 日付け総財務第 28 号通知)を受け、施設情報等の更新とともに、これまでに策定した各種個別施設計画(長寿命化計画)に基づく対策効果等を反映するため一部改訂を行いました。

2 岩沼市公共施設等総合管理計画の構成

○本計画の構成は、以下の通りとします。

表1 計画の構成 (1/2)

構成	概要
はじめに	
1 背景・目的	・本市における公共施設等のあり方検討の必要性
2 計画の構成	・本計画の構成
3 計画期間と計画の体系	・概ね 30 年間 (2016～2045 年)
4 対象施設	・公共建築物 (ハコモノ)、インフラ (道路、公園・緑地等、下水道、上水道)
I. 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共施設等の状況	・1970～80年代に集中整備
2 人口の見通し	・横ばいから減少傾向にあり、今後も減少が続く見込み
3 過去に行った対策の実績	・本計画策定以降に実施した主な改善事業を列記
4 施設保有量の推移	・平成 26 年度から令和 3 年度までの施設保有量の推移
5 有形固定資産減価償却率の推移	・平成 30 年度から令和 2 年度までの減価償却率の推移
6 現状や課題に関する基本認識	・公共施設の総量の適正化、予防保全及び長寿命化に努め、事業費の縮減や平準化を図ることが必要
II. 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み	
1 現在要している維持管理経費	・公共施設の整備等に係る費用を計上した「投資的経費」の直近 3 年間の平均額は 4,811 百万円
2 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	・長寿命化対策を行わず既存施設を全て更新する場合の事業費等の合計を試算
3 長寿命化対策を反映した場合の見込み	・これまでに策定した個別施設計画による長寿命化対策等を反映した事業費等の合計を試算
4 対策の効果額	・長寿命化対策の効果額を試算

表1 計画の構成 (2/2)

構成	概要
Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「“健幸”先進都市いわぬま」の実現 ・質の高い行政サービスの継続的な提供と財政の健全化の両立
2 マネジメントの視点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設等の全体を最適化するマネジメント (2) 中長期的な視点に立ったマネジメント (3) 利用圏域を踏まえたマネジメント (4) 情報の一元化によるマネジメント (5) 全員参加によるマネジメント
3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全庁的な取組体制 (2) 情報管理・共有方策 (3) PDCAサイクル推進方針
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 (2) 項目別実施方針
Ⅳ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設類型ごとの基本方針

3 計画期間と計画の体系

(1) 計画期間

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理のためには、中長期的な視点に立つ必要があることから、計画期間を30年間とします。
- 概ね10年を目安に計画を検証し、必要に応じて計画を見直します。
- 令和3年度の改訂については、総務省の指針改訂及び改訂要請により見直しを行ったものであり、計画期間については、当初の計画期間である令和27年度までとします。

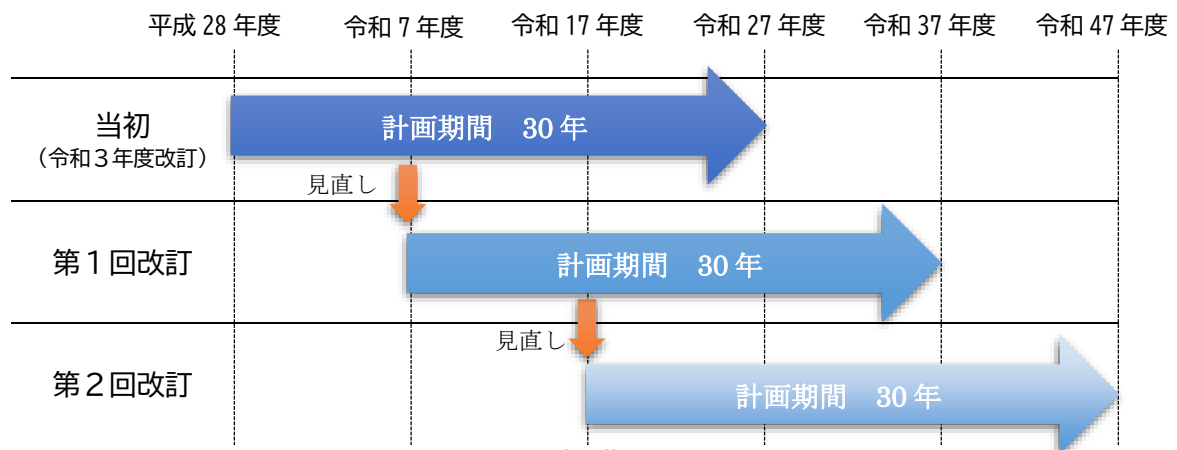


図1 計画期間

(2) 計画の体系

- 本公共施設等総合管理計画に基づき、必要な個別施設計画を順次策定し、各施設のマネジメントを行います。
- 個別施設計画は、本市の会計区分や組織体系を踏まえ、公共建築物では「岩沼市学校施設長寿命化計画」、「岩沼市市営住宅長寿命化計画」とその他の公共施設をまとめた「岩沼市公共施設長寿命化計画」の3つが策定されています。
- インフラでは、「道路」の計画として「舗装の個別施設計画」と「岩沼市橋梁長寿命化修繕計画」があり、「公園・緑地等」は「岩沼市公園施設長寿命化計画」、「下水道」は「岩沼市公共下水道事業ストックマネジメント計画」、「上水道」は「岩沼市水道事業ビジョン」と「岩沼市水道事業アセットマネジメント」の5つが策定されています。

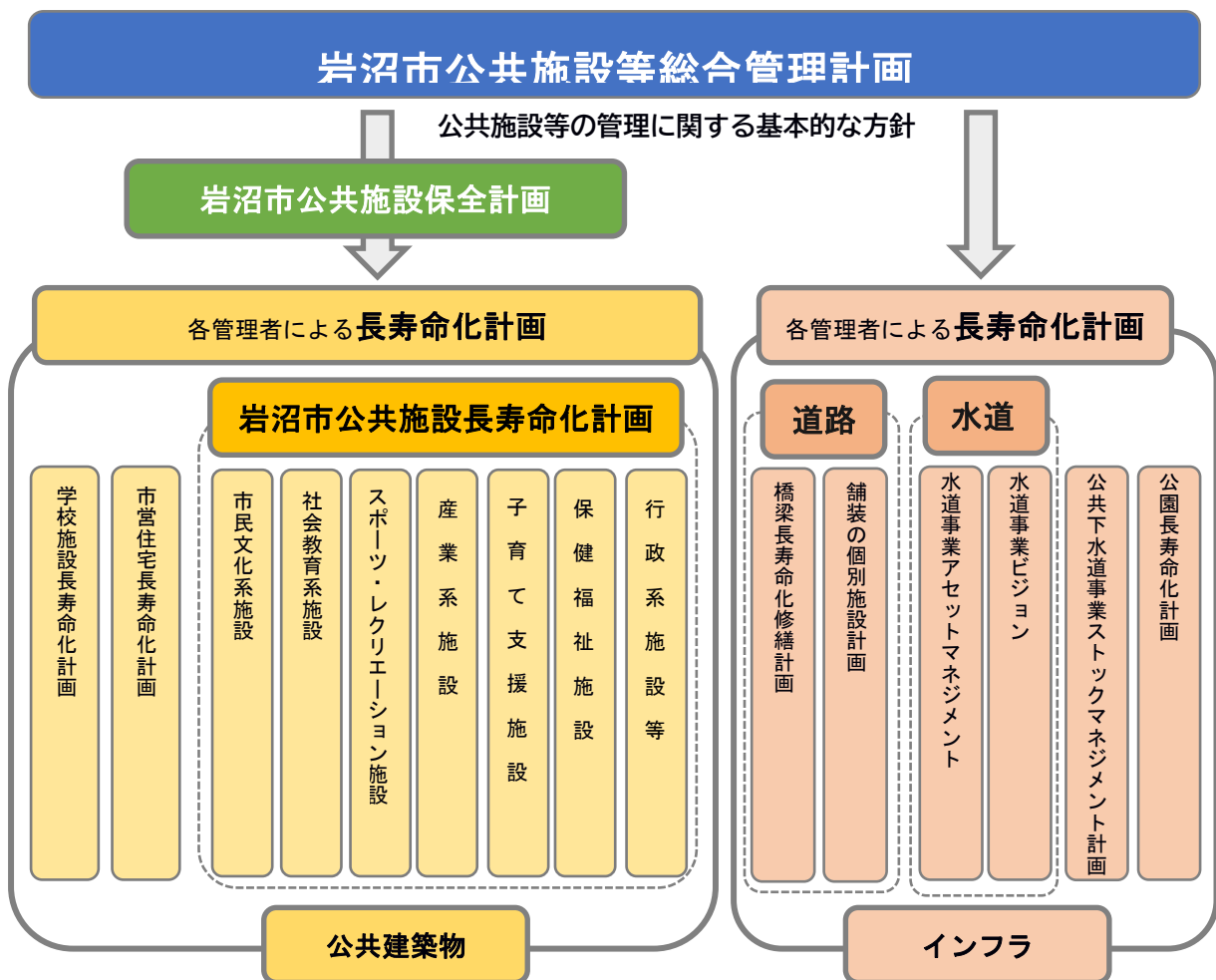


図2 計画体系

4 対象施設

○本計画の対象施設は、本市の公有財産台帳や各種台帳に記載されている施設を対象とします。

表2 対象施設

公共建築物 ^(※1)	学校教育系施設	小学校・中学校
	市民文化系施設	市民会館
		勤労者活動センター
		集会所
		コミュニティセンター
		市民交流プラザ
	社会教育系施設	図書館
		公民館
		文化財収蔵庫
	スポーツ・レクリエーション系施設	健康増進施設
		体育施設
	産業系施設	農業振興施設
		ライスセンター
		排水機場
	子育て支援施設	保育所
		児童館・児童センター
		その他児童福祉施設
	保健福祉施設	総合福祉センター
		在宅福祉センター
		老人憩の家
シルバー人材センター		
障害者地域活動支援センター		
障害者地域就労支援センター		
知的障害者自立生活体験学習施設		
保健センター		
行政系施設	市役所	
	消防ポンプ置場	
	旧図書館	
公営住宅	公営住宅	
その他公共施設	駐輪場	
	東西連絡通路	
	斎場	
	千年希望の丘交流センター	
	旧岩沼市土地開発公社所有施設（東北メディカル・メガバンク機構事務所）	
道路	道路、橋りょう	
公園・緑地等	街区公園、総合公園、歴史公園、緑道、緑地、農村公園、児童遊園、グラウンド等 ^(※2) 、千年希望の丘	
下水道	公共下水道（汚水）・農業集落排水、公共下水道（雨水）、特定公共下水道の管路、クリーンセンター、ポンプ場（雨水・汚水）、排水管理所（特下）、調整池ポンプ室	
上水道	上水道の管路、配水池、水質検査センター・浄水場	

※1 公共建築物：消防ポンプ置場を除く 50㎡未満の小規模施設は対象外。

※2 グラウンド等：鍛冶スポーツ公園、少年スポーツ公園、陸上競技場（メインスタンドを除く）、多目的グラウンド、市民テニスコート、矢野目運動広場

I. 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物

- 本市は、令和4年2月現在、総延床面積で16.8万㎡の公共建築物を保有しています。(表3)
- 市民1人あたりでは3.8㎡の延床面積を保有していることになります。(表3)
- 県内の政令市を除く自治体の平均5.9㎡/人や、類似自治体の平均6.9㎡/人と比べると少なくなっています。(表3)
- 公共建築物の内訳は、学校教育系施設が最も多く施設全体の33.4%、次いで復興事業で災害公営住宅を建設した公営住宅が18.6%を占めています。(図3)

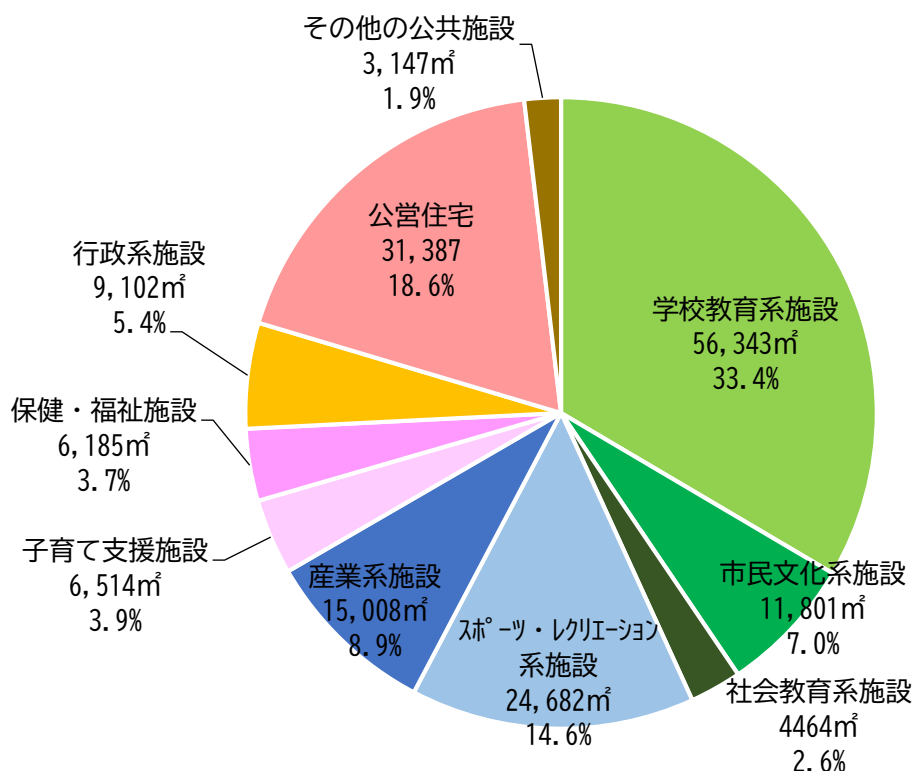


図3 公共建築物の大分類別延床面積

資料：公有財産台帳を基に作成（令和4年2月現在）

表3 公共施設延床面積 自治体比較表

	岩沼市	類似自治体平均	県内自治体 (政令市除く)
総延床面積(㎡)	16.8万㎡	21.4万㎡	21.4万㎡
市民1人あたりの延床面積(㎡)	3.8㎡	6.9㎡	5.9㎡

資料：総務省「公共施設状況調査経年比較表」令和元年度末

○一般的に築30年で大規模改修、築60年で建替えが必要になるといわれています。本市の場合、築60年を経過したものはありませんが、既に大規模改修の時期となっている築30年を経過した公共建築物の割合は約53%となっています。(図4)

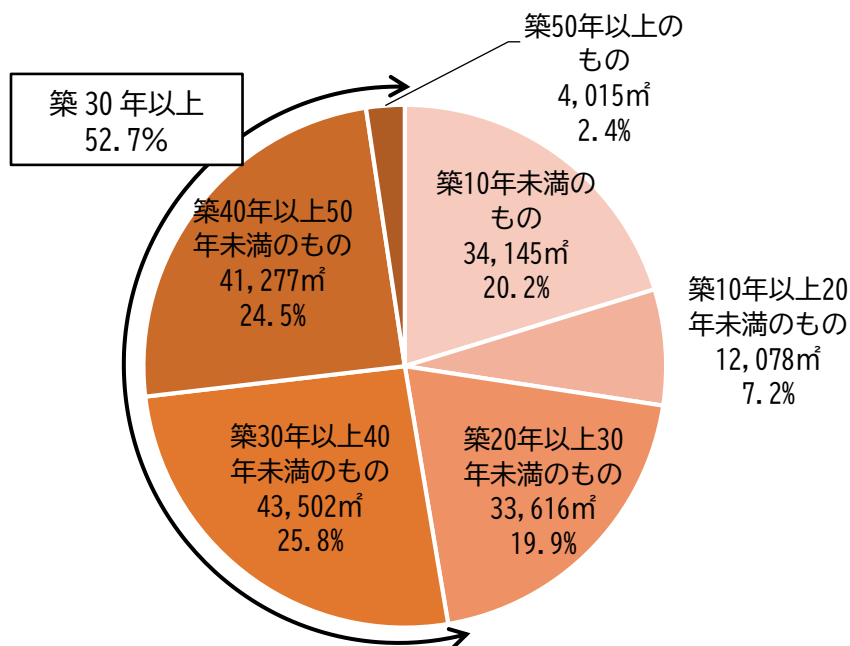


図4 築年数別延床面積

資料：公有財産台帳を基に作成（令和4年2月現在）

表4 築40年を経過した公共建築物

築年数	建設年度	施設（建物名）	延床面積 (㎡)
50年以上	1963 (S38)	岩沼北中学校（屋内運動場）	1,018
	1970 (S45)	岩沼小学校（校舎、便所・更衣室）	2,997
40年以上	1972 (S47)	岩沼市民体育センター	1,898
	1974 (S49)	亀塚保育所、岩沼市役所（本館、議会棟、車庫、現業員棟）、市営亀塚第2住宅（1号棟）	8,031
	1975 (S50)	旧図書館、市営亀塚第2住宅（2号棟）	1,761
	1976 (S51)	岩沼西小学校（北側校舎、南側校舎、給食室、渡廊下）、市営亀塚第2住宅（3号棟、集会所）、市営亀塚第3住宅（1号棟）	5,515
	1977 (S52)	岩沼西小学校（室内運動場、南側校舎）、相の原保育所、市営亀塚第3住宅（2号棟）	3,487
	1978 (S53)	岩沼南小学校（校舎）、吹上地区集会所、市営阿武隈住宅（1号棟）	5,403
	1979 (S54)	岩沼南小学校（校舎、室内運動場、自転車置場、便所・更衣室、渡廊下）、矢野目地区集会所、市営阿武隈住宅（2号棟）	5,279
	1980 (S55)	岩沼小学校（屋内運動場）、玉浦小学校（校舎）、西保育所、市営阿武隈住宅（3号棟、集会所）	7,400
	1981 (S56)	岩沼中学校（校舎）、平等団地地区集会所、千貫第1部ポンプ置場、市営阿武隈住宅（4号棟）	2,502

資料：公有財産台帳を基に作成（令和4年2月現在）

○令和4年2月時点で保有していた公共建築物のうち、東日本大震災で浸水被害を受けている公共建築物の延床面積の割合は 7.6%となっています。これらの施設は、復旧工事等を行い使用しています。(図5)

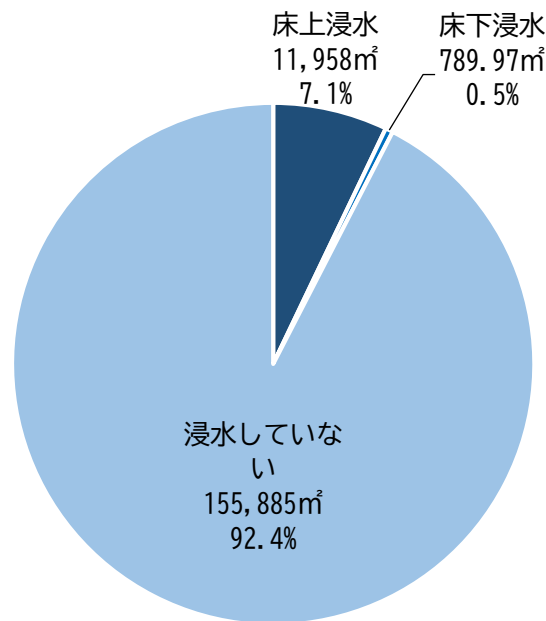


図5 東日本大震災における浸水被害の状況

資料：公有財産台帳を基に作成（令和4年2月現在）

表5 東日本大震災で浸水被害を受けた施設

浸水被害の状況	建設年度	施設（建物名）	延床面積 (㎡)
床上浸水	1980 (S55)	玉浦小学校（校舎、屋内運動場、渡り廊下）	4,947
	1988 (S63)	岩沼市東部地区老人憩の家	100
	1998 (H10)	玉浦中学校（管理校舎棟、屋内運動場、渡り廊下、自転車置場）	6,751
	2000 (H12)	三軒茶屋地区集会所	160
床下浸水	1979 (S54)	矢野目地区集会所	189
	1989 (H1)	矢野目地区中央集会所	601

資料：公有財産台帳を基に作成（令和4年2月現在）

○公共建築物の年度別整備面積をみると、昭和 61 年度の市民会館・中央公民館及び岩沼西中学校校舎・屋内運動場、昭和 63 年度のグリーンピア岩沼(ホテル棟含む)、平成5年度の総合体育館の整備面積が大きいことが分かります。また、東日本大震災からの復興事業により整備された公営住宅、ライスセンター等の面積も大きくなっています。(図6)

○昭和 56 年度以前の旧耐震基準で建設された公共建築物の延床面積の割合は全体の約 26%です。これらの補強は、市庁舎の車庫及び旧図書館を除いて、実施済みとなっています。(図6)

(2) 道路

○道路として、市道 288km、農道 201km、林道 5km を有しています。

○整備年度を把握している昭和 58 年度～令和2年度の市道の整備延長は 143,455 mで、1 年あたり 3,775mとなっています。(図7)

○年度別にみると昭和 60 年度に武隈土地区画整理事業区域内の道路整備、平成 11 年度に阿武隈土地区画整理事業区域の道路整備及び東部地区を南北に縦断する林西土手線、早股寺島線の整備、平成 25 年度の復興事業に関わる相野釜蒲崎線、本町早股線、新聞堀実苗線の整備により整備延長が大きくなっています。

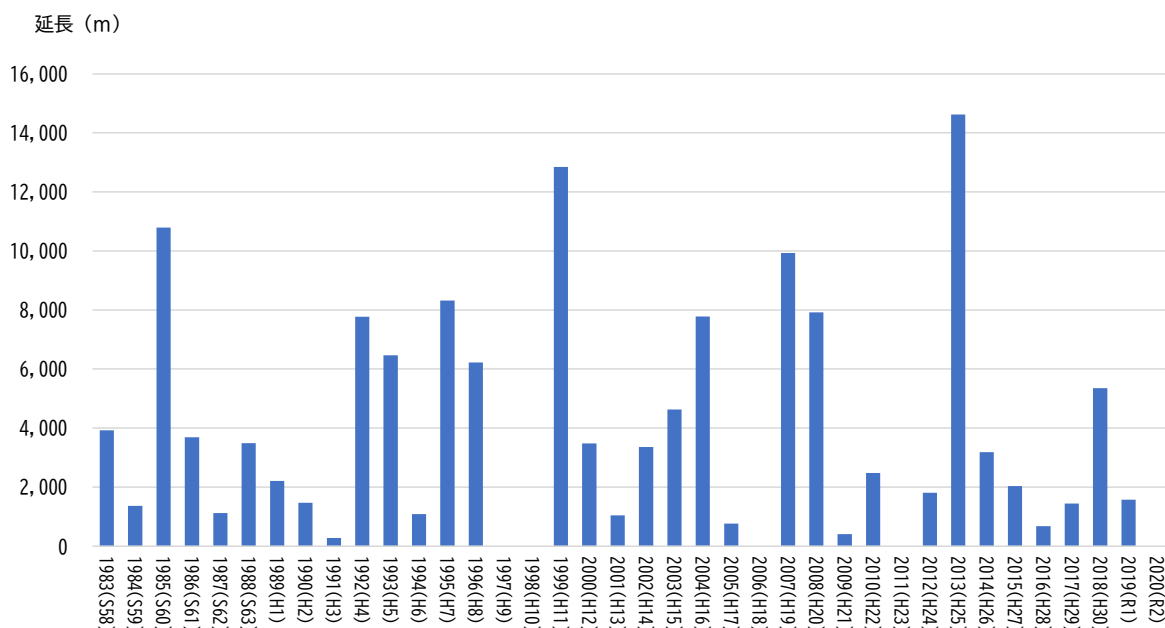


図7 市道の年度別整備延長

資料：道路台帳（令和2年度末現在）

- 道路のうち、橋りょうは 155 橋、総面積は 18,433 m²を有しており、1橋あたりの面積は 119 m²となっています。このうち、長さ5m未満の橋りょうが約 56%を占め、次いで5m以上 15m未満が約 19%となっています。(図8)
- 整備年度を把握している昭和 37 年度から令和元年度までの整備面積の平均は、300 m²となっています。(図9)
- 年度別にみると平成 10 年度に二木大通跨線橋(2,233 m²)、平成 11 年度に志引橋(944 m²)、平成 14 年度に吐橋(1,546 m²)、平成 29 年度に藤曾根大師橋(479 m²)・新相野釜橋(787 m²)と大規模な橋りょうを整備しています。(図9)
- 限られた予算の中で道路の安全・安心を確保するために、平成 24 年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの長寿命化によるコスト縮減及び平準化に取り組んでいます。

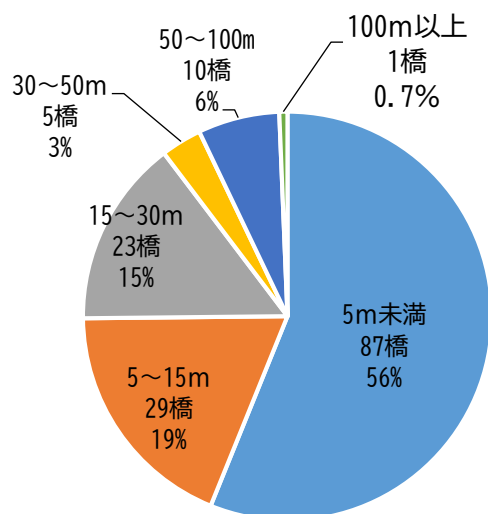


図8 橋りょうの長さ区分別本数

資料：道路台帳（令和2年度末現在）

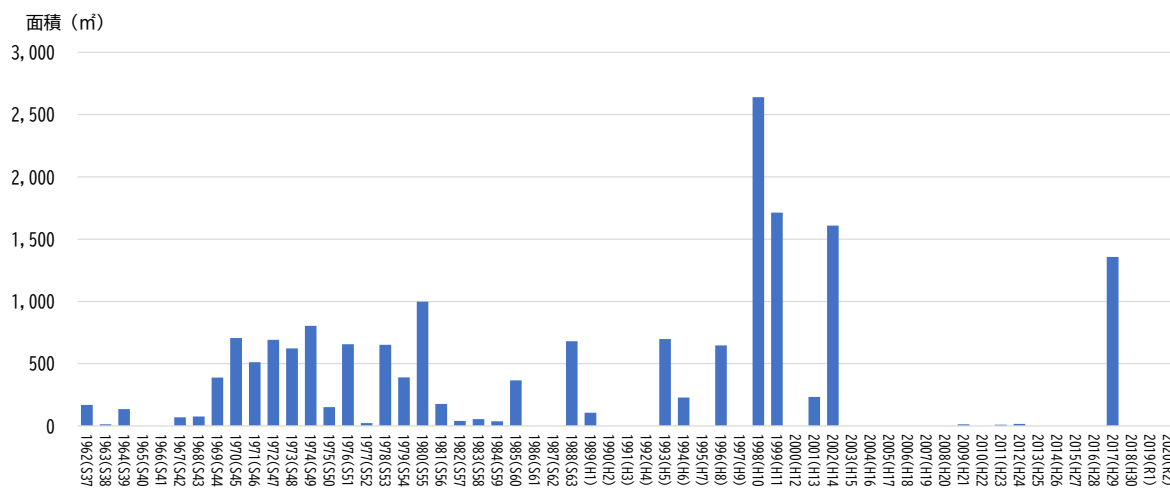


図9 橋りょうの年度別整備面積

資料：道路台帳（令和2年度末現在）

(3) 公園・緑地等

- 本市は、街区公園 82 か所、総合公園1か所、歴史公園1か所、緑道5か所、緑地9か所を有しています。その他、農村公園3か所、児童遊園5か所、グラウンド等6か所を有しています。(表6)
- 昭和 40 年代から整備面積が増加し、昭和 45 年度に総合公園である朝日山公園を整備して以降は、街区公園等を中心に徐々に整備を進めています。(図 11)
- 東日本大震災を受けて、沿岸部への津波の力の減衰及び避難場所の確保のため、また、後世へ津波被害を伝えるため、平成 26 年度から「千年希望の丘」を整備しました。

表6 公園・緑地等の箇所数・面積

種別	箇所数	面積 (ha)
街区公園	82	15.8
総合公園	1	15.5
歴史公園	1	0.1
緑道	5	1.3
緑地	9	2.4
農村公園	3	0.6
児童遊園	5	0.4
グラウンド等	6	6.3
千年希望の丘	6	49.5
合計	118	91.9

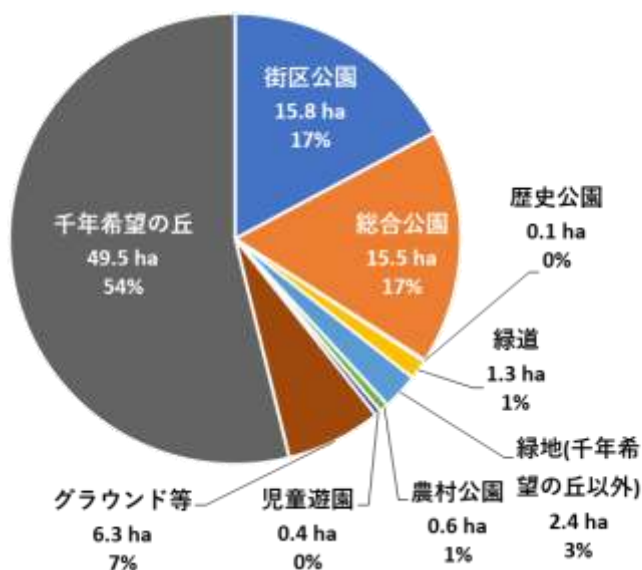


図 10 公園・緑地等の面積の割合

資料：岩沼市調べ（令和 4 年 2 月現在）

※グラウンド等：鍛冶スポーツ公園、少年スポーツ公園、陸上競技場（メインスタンドを除く）、多目的グラウンド、市民テニスコート、矢野目運動広場

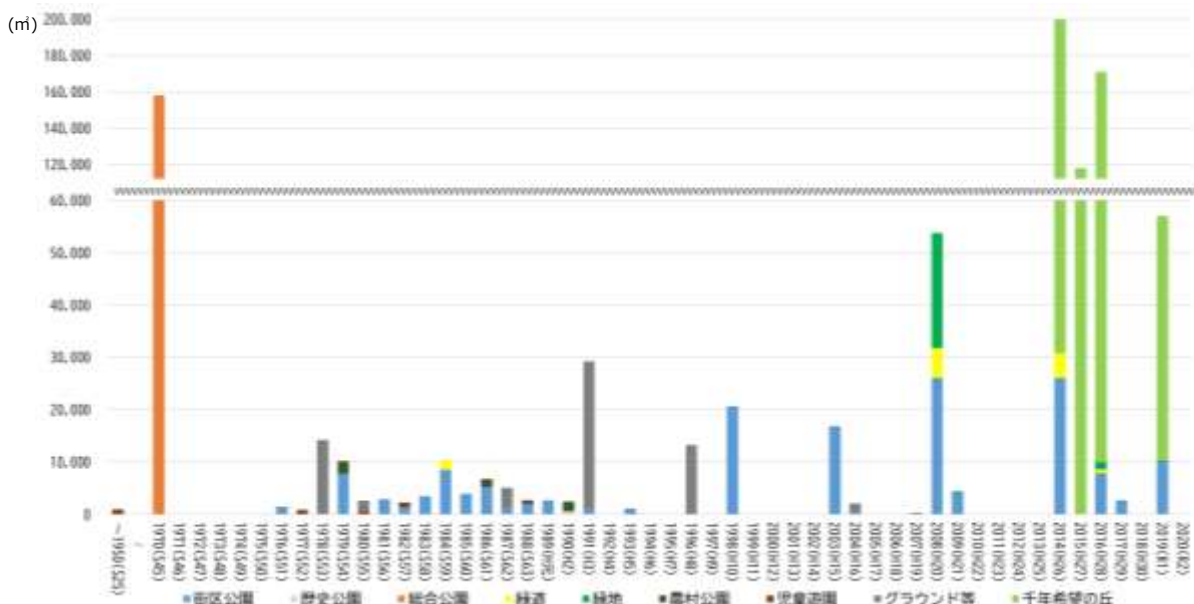


図 11 公園・緑地等の年度別整備面積

資料：岩沼市調べ（令和 4 年 2 月現在）

(4) 下水道

- 公共下水道(汚水)・農業集落排水としては、管路 210km、マンホールポンプ場 39 箇所、農業集落排水の処理施設1か所を有しています。
- 公共下水道(雨水)としては、管路 26km、ポンプ場4か所を有しています。
- その他、特定公共下水道として、管路 7km を有しています。
- 昭和 42 年度から令和2年度の管路の整備延長の平均は 4,585mとなっています。(図 12)
- 公共下水道(汚水)は、昭和 47 年度から整備を進めており、昭和 63 年度の 16,239 mをピークとして、近年の整備延長は減少傾向となっています。(図 12)
- 公共下水道(雨水)は、昭和 51 年度から整備を進めています。(図 12)
- 令和元年度には矢野目・二野倉・二野倉第二の各ポンプ場が完成し運用を開始しています。
- 特定公共下水道は、昭和 42 年度に整備しました。(図 12)
- 公共下水道(汚水)の供用人口は 40,898 人で、普及率は 93.1%となっています。(令和 2 年度末)

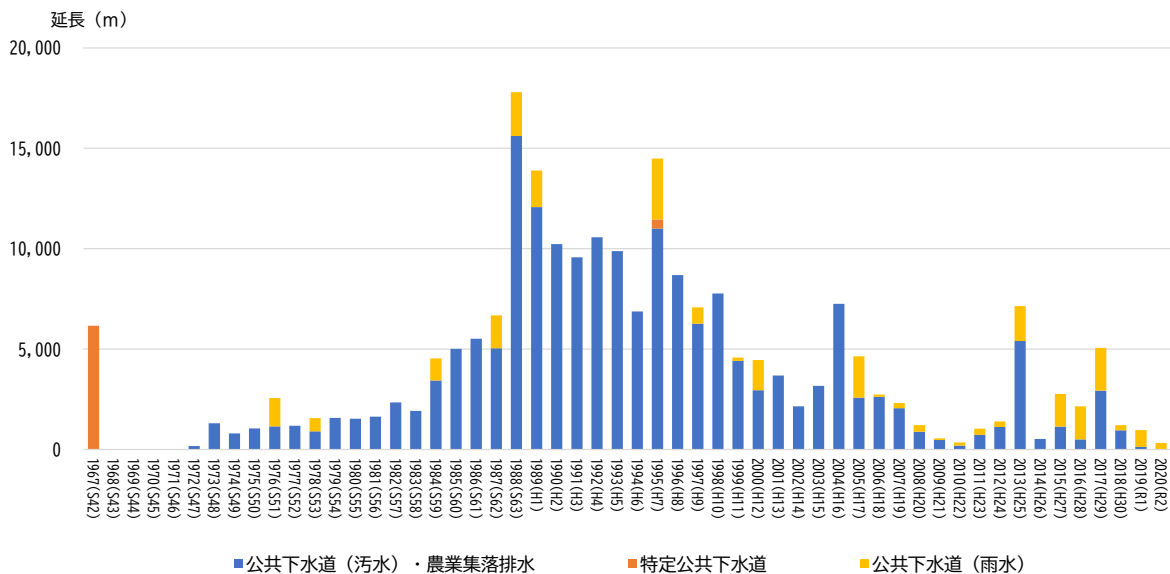


図 12 下水道の管路の年度別整備延長

資料：公共下水道(汚水)・農業集落排水は下水道台帳(令和2年度末現在)、特定公共下水道及び公共下水道(雨水)は、施設整備課資料による

(5) 上水道

- 上水道として、290km の上水道の管路、1か所の浄水場、4か所の配水池を有しています。
- 昭和 30 年度から令和2年度までの管路の整備延長の平均は 5,540mとなっています。
- 昭和 30 年度に旧岩沼町内に給水を開始し、その後、阿武隈川を水源とした玉崎浄水場を整備し、給水区域を大幅に拡大しました。昭和 55 年度に七ヶ宿ダムを水源とする宮城県営仙南仙塩広域水道用水供給事業から受水することで給水区域を拡大し、以降、徐々に給水区域を拡大してきました。
- 給水人口は 43,885 人で、普及率は 99.9%となっています。(令和2年度末)

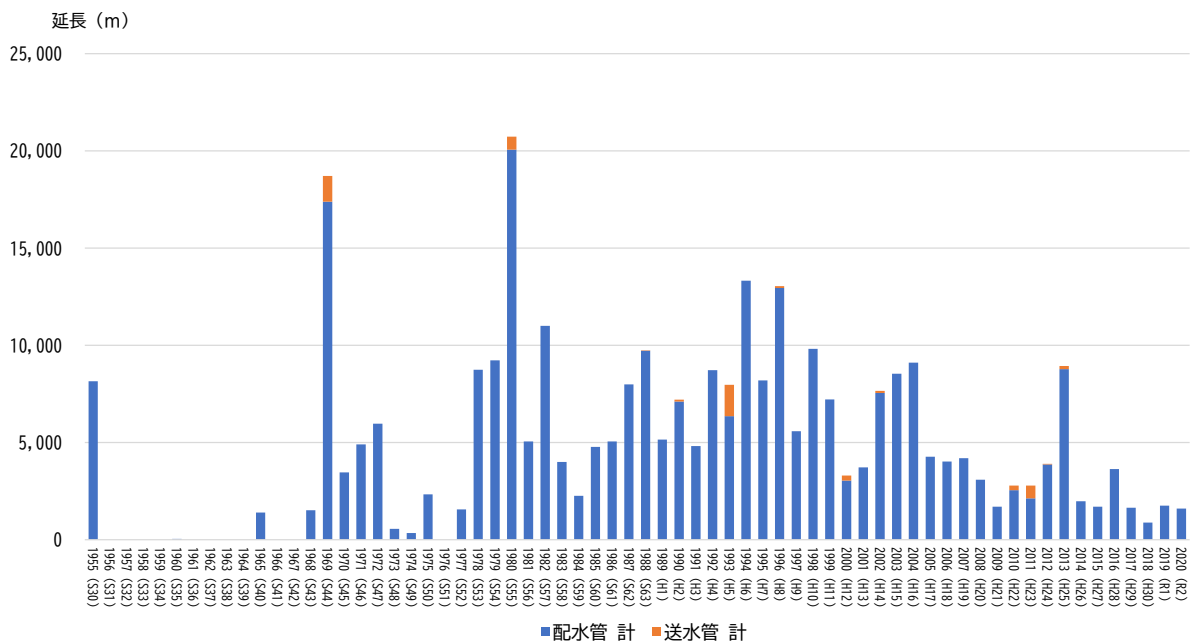


図 13 上水道の管路の年度別整備延長

資料：水道台帳（令和2年度末現在）

2 人口の見通し

(1) 総人口

○本市の総人口は緩やかな増加傾向で推移してきましたが、平成 28 年以降は横ばいから、やや減少傾向となっています。(図 14)

○令和 27 年の総人口は 38,728 人と予測されており、令和2年の 44,592 人と比べて約 13%の減少が見込まれています。(図 15)

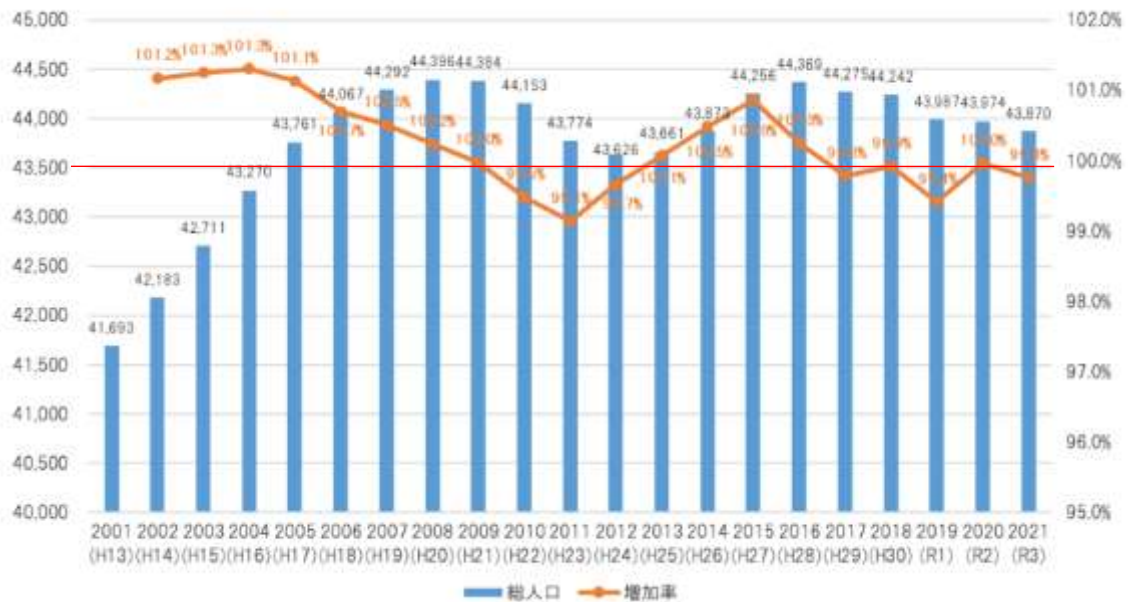


図 14 総人口の推移

資料：住民基本台帳（各年9月末）

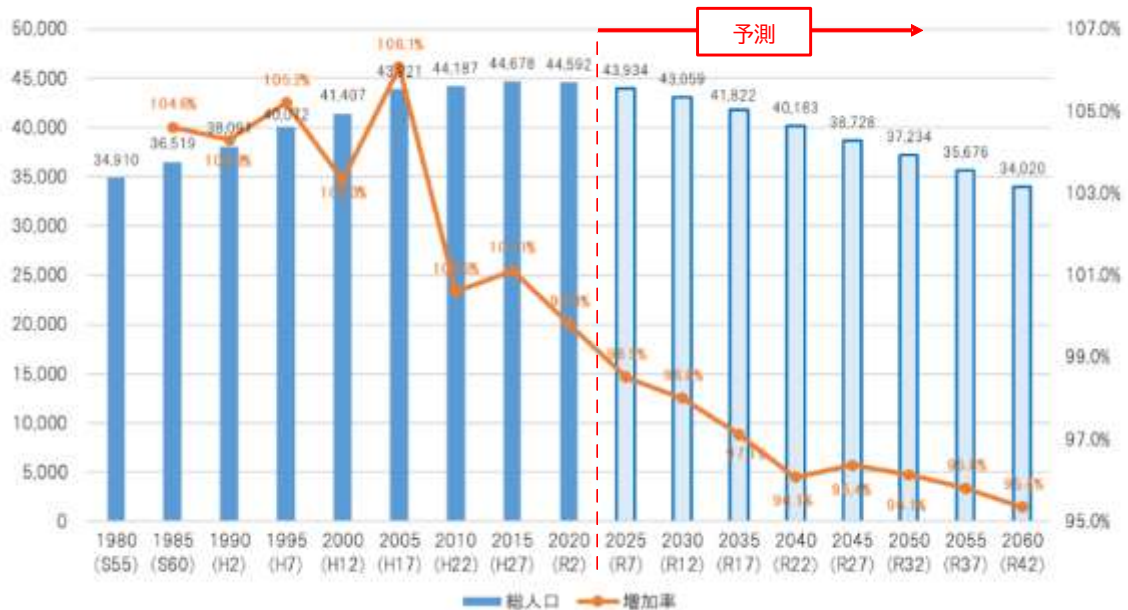


図 15 総人口の推移と将来見通し

資料：国勢調査（各年10月1日）、第2期岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 年齢別人口

- 年少人口（0～14歳）は緩やかな減少傾向となっており、今後も減少傾向が続くと予測されています。（図16）
- 生産年齢人口（15～64歳）は平成17年の29,443人をピークとして減少に転じ、今後も減少傾向が続くと予測されています。（図16）
- 老年人口（65歳以上）は増加傾向が続いており、令和27年までは、この傾向が続くと予測されています。高齢化が進行し、高齢化率は令和2年の26.8%が、令和27年には36.3%になると予測されています。（図17）

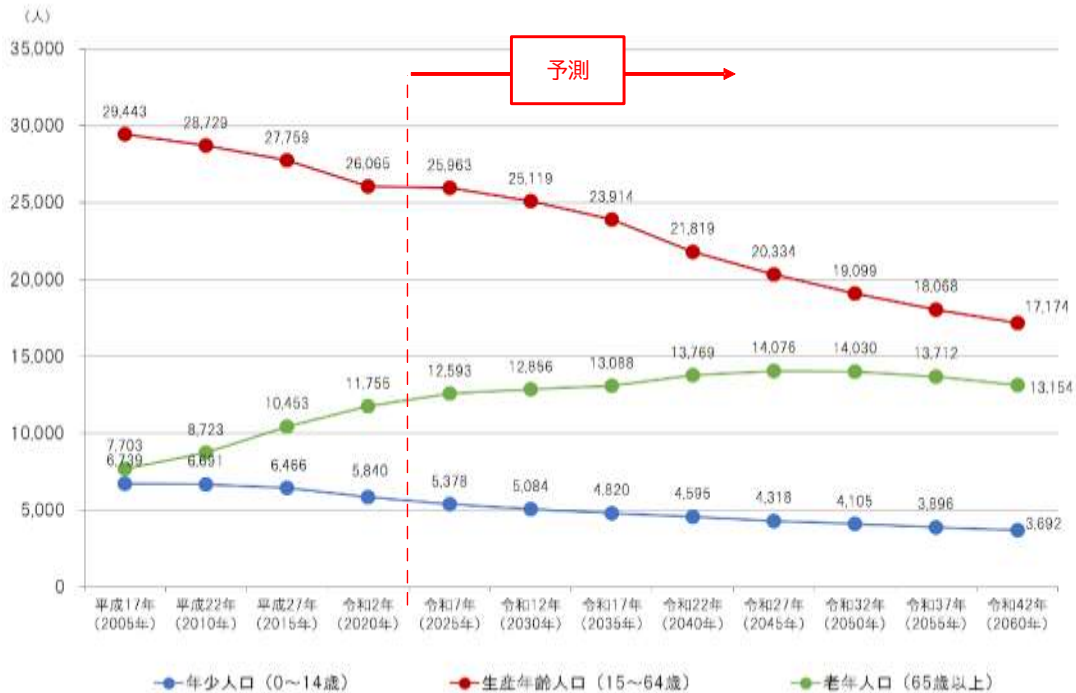


図16 年齢構成別人口の推移と将来見通し

資料：国勢調査（各年10月1日）、第2期岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略

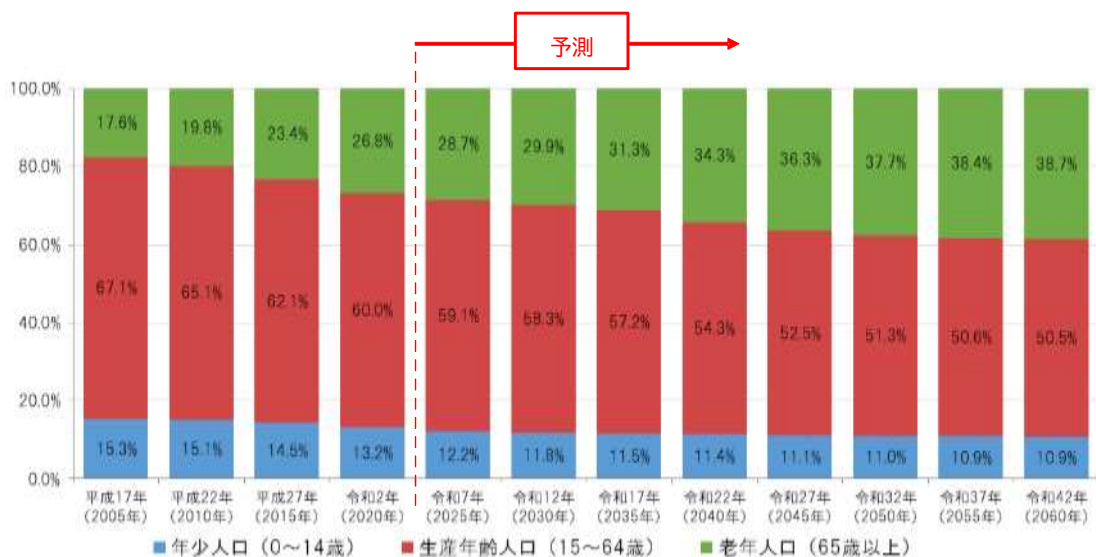


図17 年齢構成別人口構成比の推移と将来見通し

資料：国勢調査（各年10月1日）、第2期岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 過去に行った対策の実績

○本計画の策定(平成28年3月)以降に実施した公共施設等の長寿命化対策や統廃合の主な実績は以下のとおりです。

学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度：個別施設計画（岩沼市学校施設長寿命化計画）策定 ○平成29年度：南校舎・北校舎・体育館トイレ洋式化改修（岩沼西小学校）、校舎等・体育館トイレ洋式化改修（岩沼南小学校）、体育館電気設備改修（LED等）（玉浦中学校） ○平成30年度：校舎・木造校舎・体育館トイレ洋式化改修（岩沼北中学校）、校舎・体育館トイレ洋式化改修（岩沼西中学校）、本校舎等給水管改修、北校舎給水管改修（岩沼小学校）、体育館電気設備改修（LED等）（岩沼北中学校） ○平成30～令和元年度：市内小中学校普通教室等空調設備設置（全小中学校） ○令和元年度：校舎等トイレ洋式化改修（岩沼中学校）、体育館電気設備改修（LED等）（岩沼小学校） ○令和2年度：体育館電気設備改修（LED等）（岩沼南小学校）、体育館大規模改修（岩沼西小学校）、体育館屋根・屋上改修（岩沼北中学校）、体育館天井等改修（玉浦小学校）、校舎等・体育館トイレ洋式化改修（玉浦中学校） ○令和3年度：体育館屋根・屋上改修（岩沼南小学校）、木造校舎屋根・屋上改修（岩沼北中学校）
市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度：大ホールカーペット張替え（市民会館） ○令和2年度：市民会館空調設備改修（市民会館） ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度：阿武隈公園グランドクラブハウス解体 ○平成30年度：グリーンピア岩沼体育館棟改修（屋上防水・外壁・内部改修） ○令和元年度：陸上競技場メインスタンド段床版復旧修繕 ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度：外壁等改修工事（西保育所）、屋根外壁修繕（北児童センター）、屋上防水改修工事（西児童センター） ○令和元年度：外壁等改修工事、屋上防水修繕（西保育所） ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
保健福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度：空調設備修繕（やすらぎの里） ○平成30年度：脱衣室修繕及びシロアリ防除処理（やすらぎの里） ○令和元年度：空調設備修繕（保健センター） ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度：シャッター修繕・階段防水修繕・非常灯蓄電池更新・空調設備改修（市役所庁舎） ○平成30年度：シャッター修繕・フロア改修・空調機器更新・冷温水ポンプ修繕（市役所庁舎） ○令和2年度：防火設備改修（市役所庁舎） ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定、旧勤労青少年ホーム解体
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度：亀塚第一住宅解体、栄町住宅給排水管更新 ○平成30年度：桑原住宅給排水管更新 ○令和元年度：個別施設計画（岩沼市市営住宅長寿命化計画）改定 ○令和3年度：栄町住宅屋上外壁等改修
その他公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度：個別施設計画（岩沼市公共施設長寿命化計画）策定

道路	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度：六角橋補修 ○平成 29 年度：個別施設計画（舗装の個別施設計画）策定、西六角橋・河原橋補修 ○平成 29～令和 3 年度：岩沼橋架け替え ○平成 30～令和 3 年度：西大町線舗装補修 ○令和元年度：岩沼南中央線、本町早股線舗装補修、館下 1 号橋、外矢来 3 号橋、葉の木堀 1 号橋補修 ○令和元～3 年度：猫原谷地中線舗装補修 ○令和 3 年度：個別施設計画（舗装の個別施設計画、岩沼市橋梁長寿命化修繕計画）改訂
公園・緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年度：個別施設計画（岩沼市公園施設長寿命化計画）策定 ○平成 29 年度：朝日山公園野球場トイレ、遊具更新 ○平成 30 年度：朝日山公園遊具更新、相の原公園外 5 公園遊具更新 ○令和元年度：朝日山公園四阿・遊具更新、竹の里二丁目公園外 4 公園遊具更新 ○令和 2 年度：朝日山公園パーゴラ更新、朝日山公園野球場・テニスコート改修 ○令和 3 年度：鶴ヶ崎公園外 1 公園遊具更新
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度：個別施設計画（岩沼市公共下水道事業ストックマネジメント計画）策定 ○令和 3 年度：個別施設計画（岩沼市公共下水道事業ストックマネジメント計画）追加改定
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度：個別施設計画（岩沼市水道事業アセットマネジメント）策定 ○令和元年度：個別施設計画（岩沼市水道事業ストックマネジメント）改定 ○令和 2 年度：個別施設計画（岩沼市水道事業ビジョン、岩沼市水道事業アセットマネジメント、岩沼市水道事業経営戦略）改定

※個別施設計画の改定（改訂）は直近のものを記載

4 施設保有量の推移

(1) 公共建築物

- 対象となる公共施設(建物)の保有数の推移は直近7年間の全体で約 25,000 m² 増加しています。
- 施設類型別では、産業系施設と公営住宅が大きく増加しており、いずれも平成 26 年度以降に新設された施設となっています。

表 7 公共建築物の施設保有量の推移

施設類型	延床面積 (m ²)			増減施設
	平成 26 年度	令和 4 年 2 月	増減	
学校教育系施設	56,343	56,343	0	
市民文化系施設	8,856	11,801	2,945	(増) 玉浦コミュニティセンター、いわぬま市民交流プラザ、岩沼西コミュニティセンター、玉浦西集会所 (3か所)
社会教育系施設	5,378	4,464	△914	(減) 玉浦公民館、西公民館
スポーツ・レクリエーション系施設	24,767	24,682	△85	(減) 阿武隈公園グランドクラブハウス
産業系施設	5,545	15,008	9,463	(増) 玉浦南部地区園芸施設、相野釜排水機場、長谷釜地区ライスセンター、寺島地区ライスセンター、林地区ライスセンター
子育て支援施設	4,356	6,514	2,158	(増) 東保育所・東子育て支援センター、西児童センター、北児童センター —放課後児童クラブ室分室
保健福祉施設	6,112	6,185	73	(増) ひまわりホーム分館
行政系施設	12,443	9,102	△3,341	(減) 消防署、玉浦機動部ポンプ置き場、玉浦第4部ポンプ置場、旧勤労青少年ホーム (増) 玉浦機動部及び玉浦第4部ポンプ置場
公営住宅	18,998	31,387	12,389	(減) 市営亀塚第1住宅 (増) 災害公営住宅 (6か所)
その他公共施設	1,053	3,147	2,094	(減) 旧火葬場 (増) 斎場、千年希望の丘交流センター、旧岩沼市土地開発公社所有施設 (東北メディカル・メガバンク機構事務所)
合計	143,851	168,633	24,782	

(2) インフラ

○対象となるインフラ施設の保有数の推移は以下のとおりです。

○橋りょうは、橋数は減っていますが総面積は増加しており、公園・緑地等も街区公園と千年希望の丘が大きく増加しています。また、下水道(雨水)の管路は倍増しています。

表8 インフラの施設保有量の推移

分類		単位	平成26年度	令和2年度末	増減	
道路	市道	km	283	288	5	
	農道	km	198	201	3	
	林道	km	5	5	0	
橋りょう	橋数	本	175	155	△20	
	総面積	m ²	16,407	18,433	2,026	
公園・緑地等	街区公園	m ²	12.1	15.8	3.7	
	総合公園	m ²	15.5	15.5	0.0	
	歴史公園	m ²	0.1	0.1	0.0	
	緑道	m ²	0.8	1.3	0.5	
	緑地	m ²	3.0	2.4	△0.6	
	農村公園	m ²	0.8	0.6	△0.2	
	児童遊園	m ²	0.4	0.4	0.0	
	グラウンド等	m ²	6.3	6.3	0.0	
	千年希望の丘	m ²	1.6	49.5	47.9	
下水道	汚水・ 農業集落排水	管路	km	207	210	3
		ポンプ場	箇所	2	39	37
		処理施設	箇所	1	1	0
	雨水	管路	km	13	26	13
		ポンプ場	箇所	1	4	3
	排水施設	管路	km	7	7	0
処理施設		箇所	0	1	1	
上水道	管路	km	297	290	△7	
	浄水場	箇所	1	1	0	
	配水池	箇所	4	4	0	

5 有形固定資産減価償却率の推移

- 有形固定資産のうち、土地以外の償却資産(建物や工作物等)の取得価額(または再調達価額)に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが可能です。
- 有形固定資産減価償却率が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることとなりますが、本市においても徐々に施設の老朽化が進んでいます。



図 18 有形固定資産減価償却率の推移

資料：岩沼市財務書類

II. 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

1 現在要している維持管理経費

(1) 歳入・歳出

- 公共施設の整備等に用いる普通建設事業費は、平成 26 年以降増加傾向にあり、令和2年度は 2,538 百万円となっています。(図 19)
- 財政調整基金の残高は平成 25 年度に大きく減少し、その後、増加してきましたが、平成 30 年度から減少に転じ、令和2年度には 2,208 百万円となっています。(図 20)
- 普通建設事業費及び公債費のうち、公共施設及びインフラの整備等に係る費用を計上した「投資的経費」については、令和2年度は 4,621 百万円となっており、平成 30 年度からの過去3年の平均額は 4,811 百万円となっています。(図 21)
- 市税収入は引き続き厳しい見通しにあり、歳出の面では、高齢者数の増加等により医療の給付金や生活保護費等の扶助費の増加が見込まれます。
- 平成 26 年度より、公共施設等総合管理計画に対応すべく公共施設整備基金の積立を行っています。今後の歳入環境や財政需要を踏まえると、使用できる額は限定され、厳しい財政状況が続きます。



図 19 歳入・歳出の推移

資料：岩沼市決算統計（普通会計）

（東日本大震災に係る復旧・復興事業分を除いたものを計上）

※グラフ内の金額は項目ごとに百万円未満を四捨五入しており、総額と一致しない場合があります。

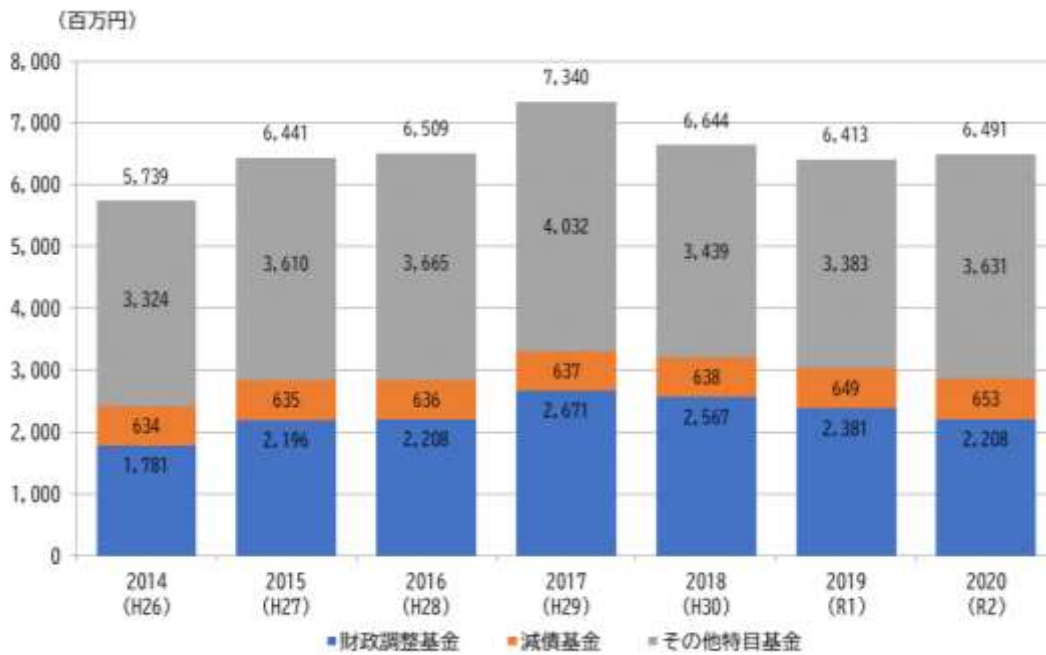


図 20 基金残高の推移

資料：岩沼市決算統計

(東日本大震災に係る復旧・復興事業分を除いたものを計上)

※グラフ内の金額は項目ごとに百万円未満を四捨五入しており、総額と一致しない場合があります。

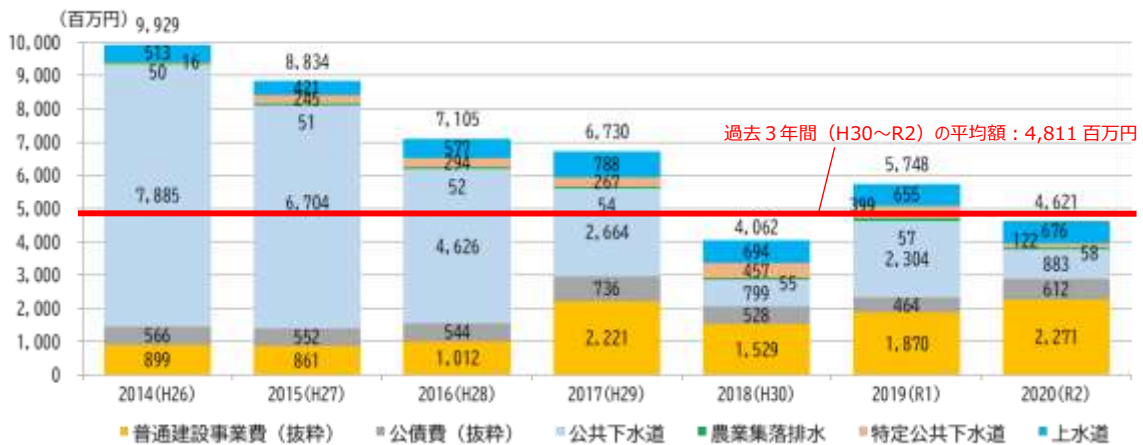


図 21 投資的経費の推移

資料：岩沼市決算統計

(東日本大震災に係る復旧・復興事業分を除いたものを計上)

※グラフ内の金額は項目ごとに百万円未満を四捨五入しており、総額と一致しない場合があります。

2 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

- 仮に今後 34 年間で新たな施設の整備は行わずに既存の公共施設等を全て更新する場合、総額で 1,392.8 億円から 1,778.5 億円の更新費用が必要になると見込まれます。
- 1 年あたりに換算すると毎年 41.0 億円から 52.3 億円の更新費用が必要になります。(図 22)
- 一方、東日本大震災発生以前(平成 20 年度から平成 23 年度)の投資的経費(関連する公債費を含む)は年間 36.4 億円、過去 3 年間(平成 30 年度から令和 2 年度)では年間 48.1 億円となっていることから、全ての公共施設等を更新する場合は更新費用に不足が生じることが予想されます。
- さらに、今後、人口減少、特に生産年齢人口の減少により、市税の減少が見込まれるとともに、扶助費や給付金の大幅な増加が見込まれることから、更新費用を確保することは困難となります。

【公共施設等更新費用の試算方法】

- 新たな施設の整備は行わないものと仮定し、今後 34 年間(令和 4 年度～令和 37 年度)に見込まれる更新費用を試算した。
※更新費用＝更新面積・延長×更新単価
- 公共建築物の更新時期については、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)が 60 年とされていることから、築 60 年で建替えすると仮定した。また、大規模改修は、建物附属設備等の耐用年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修時期である築 30 年に大規模改修を行うと仮定した。
- パターン 1:「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書(財団法人自治総合センター)」の試算ソフトを使用して試算した。
- パターン 2: パターン 1 で用いている更新単価は、既に調査時期から年数を経過しており、近年の建設費高騰が続く場合、更新単価は高く設定する必要があるため、パターン 1 の条件を最新資料やデフレーター(国土交通省「建設工事費デフレーター(2015 年度基準)」)で補正して試算した。
<例> 下水道の単価: $a \times 108.6/100$
デフレーター(下水道) 2020 年度(暫定) 108.6

【投資的経費の試算方法】

- 一般会計
 - ・普通建設事業費及び公債費のうち、公共施設及びインフラの整備等に係る費用を計上した。
- 公営企業会計(上水道、下水道)
 - ・建設改良費(職員給与除く)、建設改良のための地方債償還金を計上した。

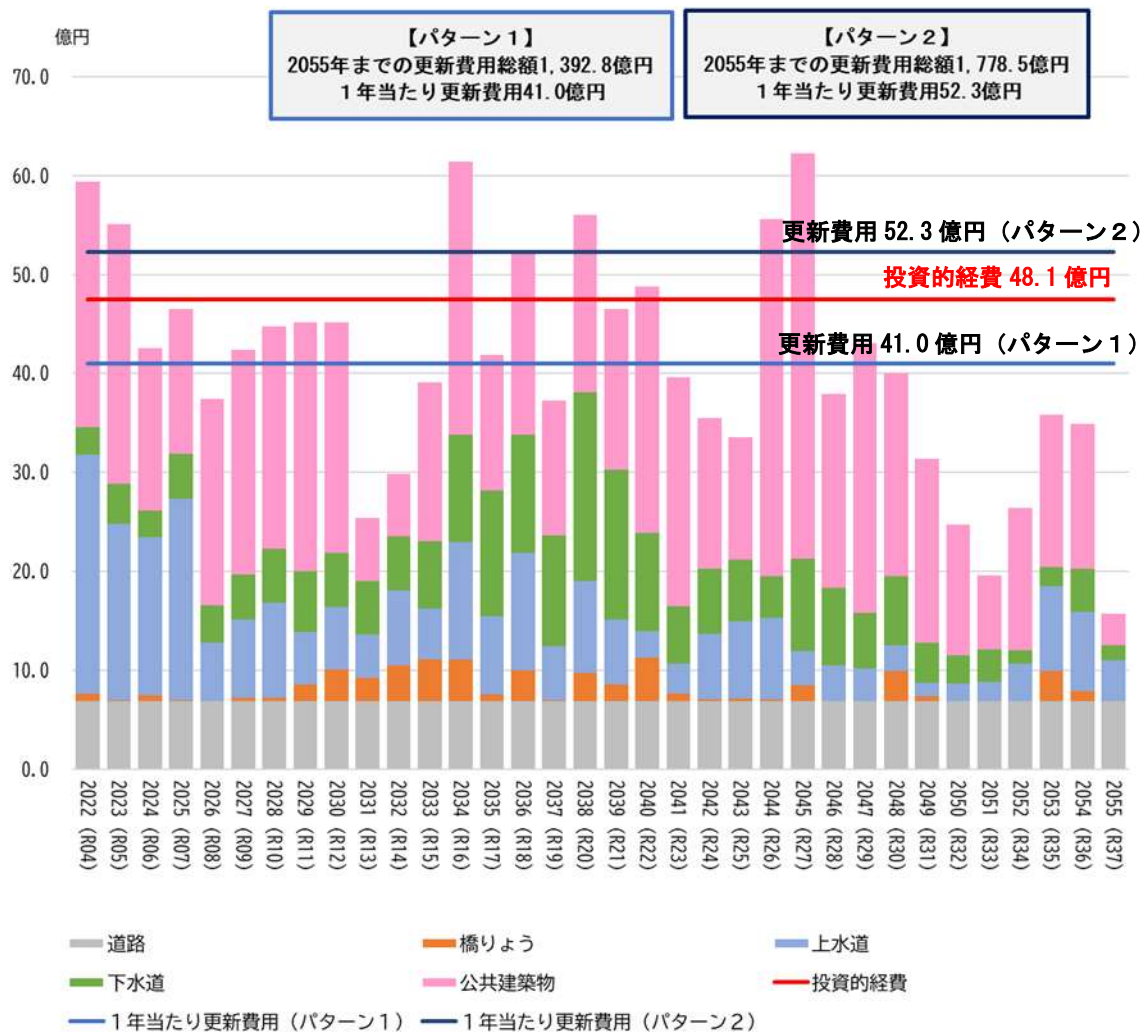


図 22 将来の更新費用と普通建設事業費の比較

※今後 34 年間で新たな施設の整備は行わずに、既存の公共施設等をすべて更新する場合の費用を 2 種類の更新単価に基づき試算 (25 頁参照)。(令和 4 年度に解体撤去を予定している亀塚保育所は除外)

※棒グラフはパターン 1 の推計結果を更新時期ごとに振り分けたものです。更新時期は整備年度から一律に割り出されたものであり、今後の更新予定を示すものではありません。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込み

- 本計画に基づき策定した個別施設計画において、長寿命化等の対策を行った場合の1年あたりの費用の見込は、公共建築物で約9億円、インフラ施設で約16億円、合計で約25億円と試算されます。
- 今後10年間では合計で約251億円、令和37年度までの34年間では約853億円の費用が見込まれます。

表9 長寿命化対策に係る費用の見込み

対象施設	長寿命化対策の費用	今後10年間の費用の見込み	令和37年度まで(34年間)の費用の見込み
学校施設	2.0億円/年	20億円	68億円
公共施設	6.9億円/年	69億円	234.6億円
市営住宅	0.2億円/年	2億円	6.8億円
公共建築物 計	9.1億円/年	91億円	309.4億円
舗装(道路)	0.7億円/年	7億円	23.8億円
公園	0.3億円/年	3億円	10.2億円
橋りょう	2.7億円/年	27億円	91.8億円
下水道	7.3億円/年	73億円	248.2億円
水道	5.0億円/年	50億円	170億円
インフラ 計	16.0億円/年	160億円	544.0億円
公共施設 合計	25.1億円/年	251億円	853.4億円

<参考>個別施設計画の概要

計画名称	計画期間	対象施設	長寿命化の方針・対策の費用
学校施設長寿命化計画	平成29～令和8年度	学校施設	○長寿命化改修による維持管理の実施 10年間で20.1億円(約2.0億円/年)
公共施設長寿命化計画	令和3～28年度	公共施設	○長寿命化型の維持管理の実施 40年間で約276億円(約6.9億/年)
市営住宅長寿命化計画	令和2～11年度	市営住宅	○耐用年数までの適切な維持管理の実施 10年間で約2.3億円(約0.2億円/年)
舗装の個別施設計画	令和4～8年度	舗装(道路)	○診断結果に基づく計画的な修繕(予防保全)の実施 40年間で約28億円(約0.7億円/年)
公園施設長寿命化計画	平成29～令和8年度	公園	○公園施設の予防保全的管理による適切な修繕の実施 10年間で約2.6億円(約0.3億円/年)
橋梁長寿命化修繕計画	令和3～8年度	橋りょう	○予防保全による補修の実施 100年間で約270億円(約2.7億円/年)
公共下水道事業ストックマネジメント計画	令和4～9年度	下水道	○緊急度等のリスク評価を考慮した改築の実施 50年間で約362.8億円(約7.3億円/年)
水道事業アセットマネジメント	令和3～42年度	水道	○水道施設を適正な状態に保つため建設改良費を投資 34年間で約170億円(約5.0億円/年)

※長寿命化の対策費用が示されている計画について、対象施設の長寿命化に係る費用の総額を対象期間で割り、年間費用を単純推計しています。

4 対策の効果額

- 各長寿命化計画で算出された長寿命化等の対策費用は、公共建築物では年間で約9億円、インフラ施設については年間で約16億円と見込まれました。
- パターン1で試算した従来型の単純更新を行った場合の費用と、長寿命化対策を行った場合の費用を比較すると、今後10年間では約180億円(約18億円/年)、令和37年度までの34年間では約443億円(約13億円/年)の削減効果額が見込めることとなります。

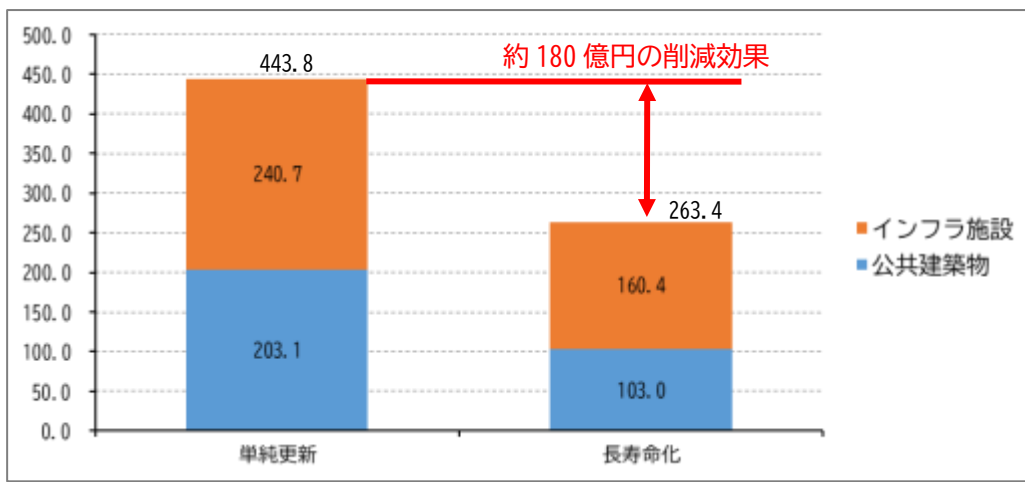


図 23 今後10年間の長寿命化対策等の効果額の見込み

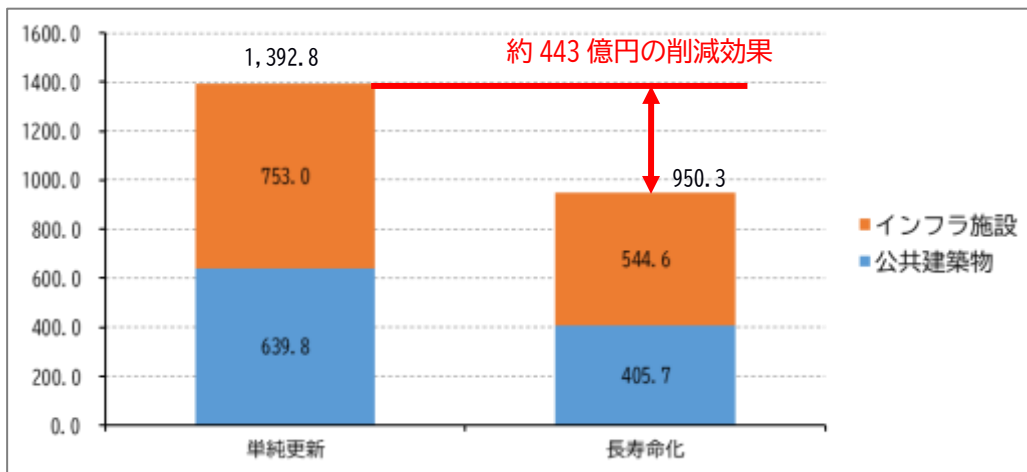


図 24 令和37年度までの長寿命化対策等の効果額の見込み

※長寿命化計画を策定していない施設については、単純更新費用を基に試算しています。

5 現状や課題に関する基本認識

- 本市の人口や財政等の現状、さらに将来の見通しを踏まえると、公共施設等を現状のまま維持し、これまでと同じ方法で整備や維持管理、運営していくことは困難な状況となっています。
- 今後、公共施設等の更新時期の集中により、投資可能な額をはるかに上回る費用が必要となることが予想され、結果として老朽化が進行する恐れもあります。
- さらに、老朽化に伴う更新費用を優先的に捻出するとすると、新たな公共施設の整備はもとより、利用目的にあわせた施設改修等に財源を充てることも難しくなると予想されます。住民ニーズが変化する一方で、公共施設等の状況が現状維持にとどまる恐れがあります。
- また、東日本大震災からの復興事業において整備した排水機場や災害公営住宅等については、単純更新した場合の将来更新費用は約 207 億円に上ると想定されます。(表 10)
- このため、真に必要な公共施設等を見極め、市民ニーズに適切に対応し、持続可能な行政運営を目指すためには、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、総量の適正化、予防保全及び長寿命化に努め、事業費の縮減や平準化を図ることが必要です。

表 10 東日本大震災からの復興事業において整備した施設の将来更新費用の内訳

No.	復興事業対象施設	代表建築年度	大規模改修年度	更新年度	大規模改修費用(万円)	更新費用(万円)
1	玉浦南部地区ライスセンター	2013	2043	2073	28,418	45,469
2	寺島地区ライスセンター	2013	2043	2073	45,897	73,436
3	林地区ライスセンター	2013	2043	2073	36,311	58,097
4	長谷釜地区ライスセンター	2014	2044	2074	48,162	77,060
5	岩沼市立東保育所・東子育て支援センター	2018	2048	2078	22,285	43,260
6	岩沼市東児童館	2013	2043	2073	7,583	14,719
7	玉浦機動部及び玉浦第4部ポンプ置場	2017	2047	2077	1,559	2,495
8	市営玉浦西一丁目住宅	2014	2044	2074	20,830	34,308
9	市営玉浦西二丁目住宅	2014	2044	2074	53,703	88,452
10	市営玉浦西三丁目西住宅	2014	2044	2074	30,583	50,372
11	市営玉浦西四丁目住宅	2014	2044	2074	81,107	133,588
12	市営玉浦西三丁目東住宅	2014	2044	2074	25,332	41,723
13	市営三軒茶屋西住宅	2014	2044	2074	33,257	54,777
14	岩沼市玉浦西地区西集会所	2014	2044	2074	2,704	4,327
15	岩沼市玉浦西地区中集会所	2014	2044	2074	7,233	11,573
16	岩沼市玉浦西地区東集会所	2014	2044	2074	2,389	3,822
17	千年希望の丘交流センター	2015	2045	2075	4,000	7,200
18	玉浦コミュニティセンター	2016	2046	2076	19,932	31,891
19	玉浦南部地区園芸施設	2014	2044	2074	151,500	242,400
20	矢野目排水ポンプ場(雨水)	2017	2047	2077	63,656	114,581
21	二野倉排水ポンプ場(雨水)	2017	2047	2077	58,971	106,147
22	相野釜排水機場	2017	2047	2077	1,217	2,190
23	二野倉第二排水ポンプ場(雨水)	2019	2049	2079	27,780	50,004
将来更新費用 計 206.6億円					774,410	1,291,891


※更新年度は整備年度から一律に設定したものであり、今後の更新予定を示すものではありません。

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な方向性

「市民ニーズに応じた行政サービスの提供と健全な財政運営」

～があふれる“健幸”先進都市いわぬまの実現に向けて～

- 公共施設等は、本市が目指す将来都市像「があふれる“健幸”先進都市いわぬま」の実現に必要な行政サービスや市民活動の場を提供し、市民にとって欠かせないものです。
- 質的な充実やストック活用等が求められる成熟社会において、人口減少や少子高齢社会に対応した市民が住み続けたいと思うまちづくりを目指すため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理(＝マネジメント)に積極的に取り組みます。
- マネジメントにあたっては、民間施設の状況を念頭に置きながら、公共施設等の質や量、配置、さらには財政面等、全体として最適化に取り組みます。

2 マネジメントの視点

(1) 公共施設等の全体を最適化するマネジメント

- 個々の施設だけでなく、公共施設等が全体として最適な状態となるよう、財政の見通しを踏まえながら、質や量、配置のマネジメントを行います。
- 全ての関係者が当事者となり、特定の分野を対象外とすることなく、施設全体をマネジメントの対象とします。

(2) 中長期的な視点に立ったマネジメント

- 将来の人口動向等により生じるサービスの「需要(市民ニーズ)」と「供給」の変化や公共施設等の大規模改修や更新時期を適切に見極める等、中長期的な視点に立ったマネジメントを行います。
- 中長期的な変化に適切に対応するため、PDCAサイクル〈P=PLAN(計画)、D=DO(実行)、C=CHECK(評価)、A=ACTION(改善)の4つのプロセスを循環させることで継続的な改善を推進するマネジメント手法。以下「PDCAサイクルという。」の仕組みを構築します。

(3) 利用圏域を踏まえたマネジメント

- 小学校区、市域、広域(近隣市町等)等の利用圏域を想定し、利便性や効率性等を高めるマネジメントを行います。
- 近隣市町等との相互利用も念頭に置きながら、適切な配置を検討します。

(4) 情報の一元化によるマネジメント

- 公共施設等の整備や管理運営、利用等に係るデータ、市民意見等の情報を一元化してマネジメントを行います。
- 各施設の所管課が管理しているデータを一元化するため、固定資産台帳等を整備します。

(5) 全員参加によるマネジメント

- 協働のまちづくりの観点を踏まえ、柔軟な発想をもってマネジメントを行います。
- 行政と市民が公共施設等の現状や問題意識を共有し、知恵を出し合うとともに、近隣自治体や民間事業者等との連携を検討します。

3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

- 公共施設等に関連する事務は、市の複数の部署が関わっています。
- 公共施設等の「設置・運営する部署」、「設計・建設する部署」、「予算を配分する部署」の関わりが不可欠です。
- 関係する部署間で、情報共有や調整、進捗管理や横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うため、横断的な会議を実施するとともに、施設を運営する施設管理者、施策面に対応する政策企画課、予算面に対応する総務課、営繕部門の建築住宅課等が連携して取り組みます。
- 高度な技術的判断が的確に行える経験者の活用や技術的ノウハウの蓄積・継承に向け、適切な人材育成・配置の仕組みづくりを行います。

(2) 情報管理・共有方策

- 公共施設等の点検・診断、維持管理・更新等のサイクルを通じて、データを収集・蓄積し、情報の一元化を推進します。
- 公共施設等のデータベース(台帳)を構築するため、固定資産台帳の整備等を通じて統一の様式を設定し、情報の共有化を推進します。既に、独自のデータベースを運用している施設は、相互連携や統合に向けた調整を図ります。
- 公共施設等の情報を市民にわかりやすく提供し、理解や協力を得られるよう努めます。また、市民が公共施設等の異常等を発見した際に、その情報を共有する仕組みを構築します。

(3) PDCAサイクル推進方針

- 本計画の推進にあたっては、個別施設計画などの着実な実行を基本に、PDCAサイクルを活用して進め、必要に応じて計画を見直します。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

現在の公共施設等を維持・更新するためには、多額の財政負担を強いられ、将来への負担を増やすこととなります。

そのため、本市の公共施設等の管理は、以下の3つの基本方針に沿って実施します。

①公共施設等の総量の適正化

- 将来への負担を少しでも軽減するため、真に必要なサービスを提供する施設を見極め、公共施設等の適切な保有量を設定し、更新(建替え)時期等を見据えながら、計画的かつ段階的な縮減を目指します。
- 公共施設等の総量縮減は、単に現在の公共施設等を廃止するのではなく、市民ニーズに見合った施設へとリニューアルを図りながら取り組みます。
- 今後は行政だけでなく、民間によるサービスの提供を促進します。新たに施設を整備する際は、複合化や多機能化、統廃合等をあわせて検討することを基本とします。
- 公共施設等に係る市独自の財源を確保するため、基金の積み増しや廃止した施設の用地売却等を検討します。

②公共施設等の適切かつ効率的な管理運営と有効活用

- 公共施設等の総量縮減を図りながらも、市民へのサービスを低下させることなく、継続的に提供していきます。
- そのため、建物を「保有」する考え方から、建物を「活用」する考え方への転換を図ります。
- 利用率の低い施設の用途変更や余剰スペースへの機能移転等を進め、既存施設の有効活用を図ります。
- 光熱水費等エネルギー消費量の多い施設については、ランニングコストの削減を図るため、原因を分析し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を計画的に推進します。
- 民間事業者等の資金やノウハウを活かした公共施設等の管理運営の効率化や利用促進に取り組みます。

③公共施設等の長寿命化

- 公共施設等の新設から保全、解体撤去までの生涯の費用(ライフサイクルコスト)を縮減するとともに、更新等に必要の予算を平準化するため、長寿命化に取り組みます。
- そのため、これまでの「事後保全」から「予防保全」を原則とした、長寿命化計画等を必要に応じ策定し、PDCAサイクルにより推進します。

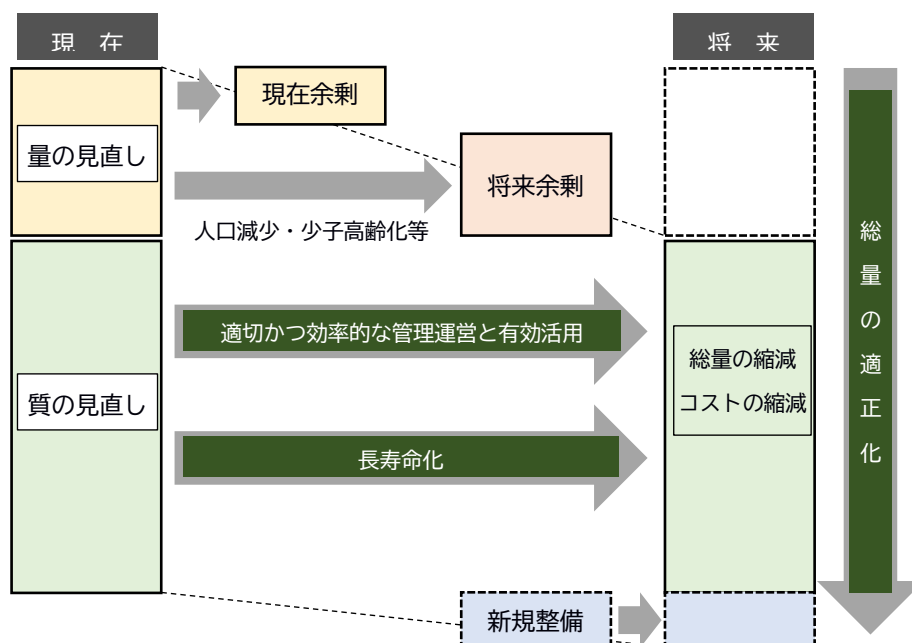


図 25 基本方針イメージ

(2) 項目別実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(総務省:平成 26 年4月 22 日(平成 30 年 2 月 27 日改訂))」に示されている 8 つの事項ごとの実施方針を以下に示します。

① 点検・診断等

ア) 計画的かつ効率的な点検実施

- 公共施設等の安全確保や計画的な維持管理・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に実施します。
- 日常点検については、施設管理者が実施することを基本とし、そのための人材育成や管理体制の明確化、マニュアル作成等を行います。
- 定期点検として、民間事業者等の専門技術を活用しながら、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施します。
- 公共施設等の「維持管理・更新等」や「長寿命化」、「統合や廃止」を検討するため、点検・診断結果に基づき、重要施設の劣化状況を評価します。
- 劣化状況を評価するため、対象となる施設や部位、評価の方法、指標等の基準を作成します。
- 臨時点検については、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷や異常がないかを確認するため速やかに実施します。
- 効率的に点検を実施するための契約方式や技術等の導入を検討します。

イ) 情報の一元化・有効活用

- 日常点検や定期点検により得られた情報をデータ化して蓄積します。
- 各種施設のカルテやデータベース(台帳)を段階的に統合し、様式を統一化する等、情報を活用しやすいようにします。
- 各種情報については、各種計画・設計へ反映するとともに、市民や民間事業者へ公開する等の活用方策を検討します。

分類	内容
日常点検	異常の有無、兆候を発見するため、原則として毎日行う点検主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業を実施
定期点検	修理、修繕等の保全計画を立てるため、一般的には6ヶ月、1年等の周期を定めて行う点検
臨時点検	日常、定期点検以外に行う臨時的な点検 故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認

表 11 点検概要

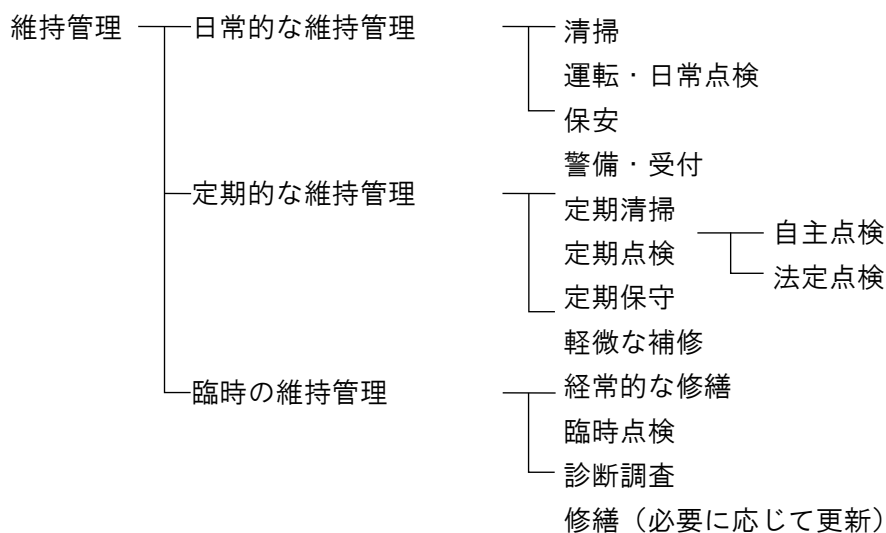


図 26 点検体系

② 維持管理・更新等

ア) マネジメントサイクルの確立

○点検・診断により得られた劣化状況や修繕履歴等を計画や設計に反映し、適切な維持管理・更新等を繰り返すマネジメントサイクルの確立を目指します。

イ) 優先度の評価

○施設の重要性や劣化状況等を踏まえて、維持管理・更新等の優先度を評価し、計画的に取り組みます。

ウ) 予算の確保及び平準化

○維持管理・更新等を確実に実施していくため、予算の確保及び平準化を図ります。

○ライフサイクルコストを最小化するため、省力・低コストの管理を可能とする構造や素材の採用を検討します。

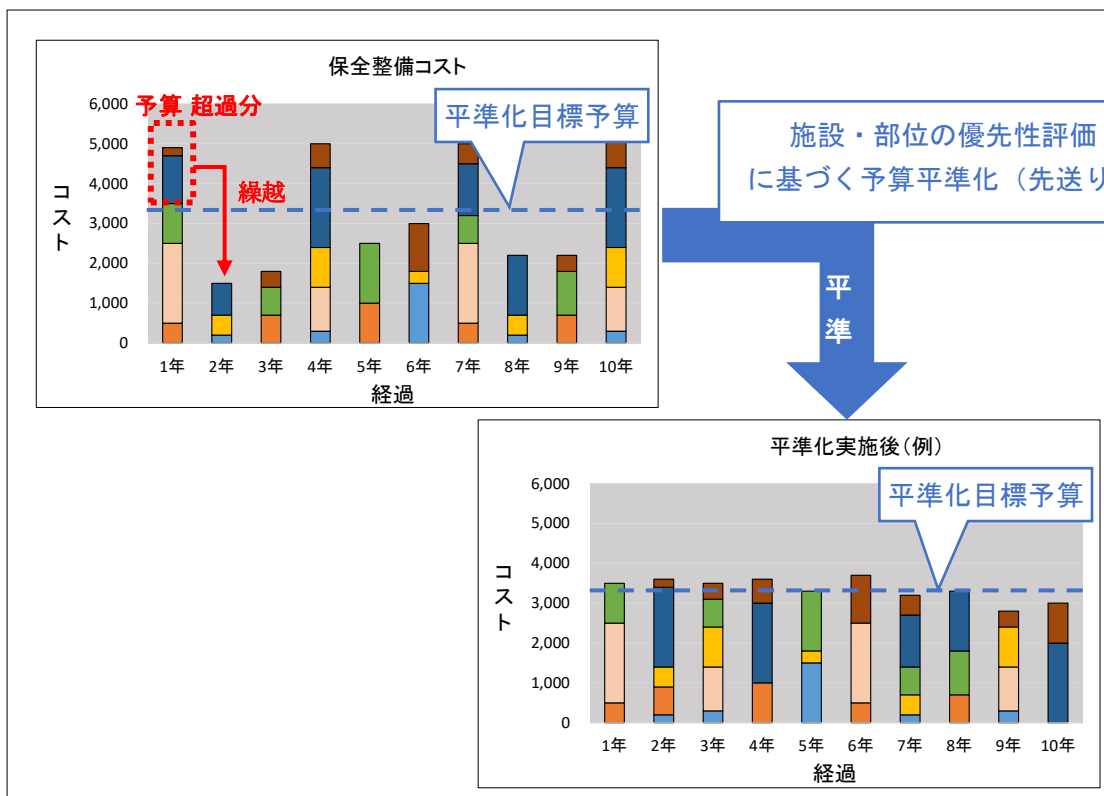


図 27 予算の平準化イメージ

③ 安全確保

ア) 老朽化等により廃止した施設の除却（解体撤去）

○老朽化等により廃止した施設で、売却や貸付等が見込めない場合は、利用者の安全性や周辺的环境・治安の観点から、原則として除却(解体撤去)します。

イ) 危険性のある施設や設備の確実な発見

○施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、危険性のある施設や設備を確実に発見します。

ウ) 危険性が認められた場合の緊急措置

○人的被害の発生等の危険性が認められた場合、使用制限や通行制限、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等適切な措置を検討し、速やかに実施します。

(緊急措置が必要な例)

- ・建物の一部の落下や転倒し、危害を与え得る場合
- ・外構のブロック塀等が転倒し、危害を与え得る場合
- ・侵入防止等のフェンスが著しく破損し、危害を与え得る場合
- ・構造物の亀裂や腐食等により、施設の維持が難しい場合
- ・設備の劣化により、飲料水等に不純物が混入する場合
- ・苦情や事故履歴等への措置がなされていない場合

④ 耐震化

○新耐震基準施行以前に建設した公共建築物を対象として、耐震診断及び耐震化を実施してきました。

○災害応急活動に必要な施設や多数の者が利用する施設等、特に耐震安全性の確保が必要な施設を整備(更新)する際は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)」等を参考に、より高い耐震性能の確保を検討します。

○道路や橋りょう等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、優先的な耐震化その他必要な対策を推進します。なお、インフラは施設類型ごとに形状や構造が異なるため、具体的な方針は個別施設管理計画に定めるものとします。

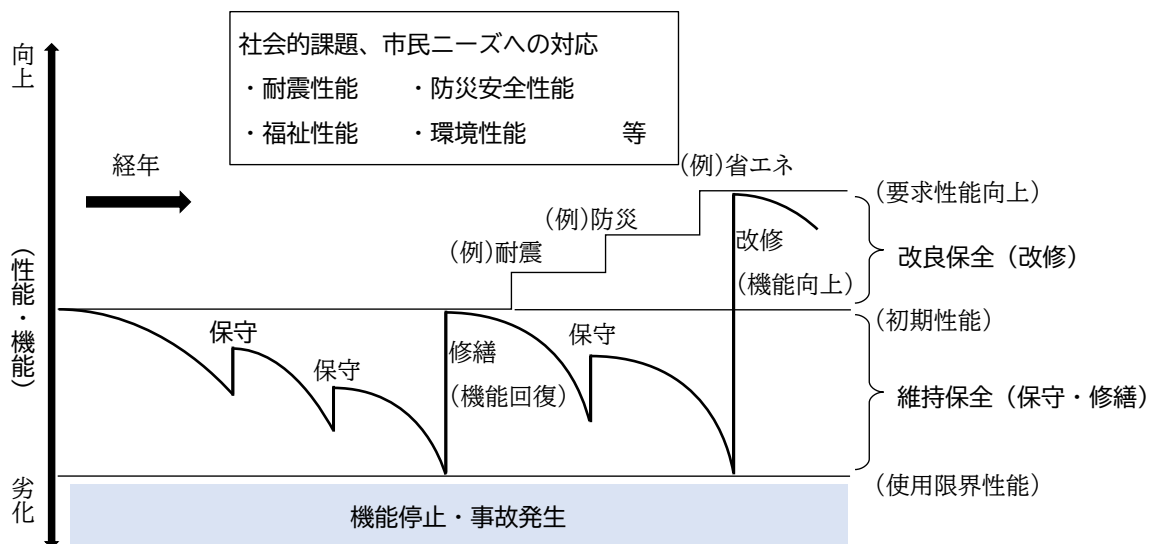
⑤ 長寿命化

ア) 「事後保全」から「予防保全」へ

- これまでの破損・故障等が生じた場合の対症療法的な「事後保全」が中心でした。しかし、「事後保全」は、適切な維持管理の時期が先延ばしされ、劣化が進行することで施設本来の寿命を短縮させる可能性があります。
- 公共施設等の老朽化に伴って不具合が発生する前に対応を講ずる「予防保全」を実施し、長寿命化を推進します。
- 予防保全は、計画的に実施しなければ、事後保全よりもコストがかかる場合(例:修繕回数の増加、使用できる部材の更新)があるため、「全部更新」や「部分更新・修繕」等最適な手法を選択します。

イ) 長寿命化計画の策定による推進

- 長寿命化すべき施設や部位を定めて長寿命化計画を策定し、継続的な見直しを図りながら推進します。
- 長寿命化計画は、施設の統廃合等再編計画との整合を図りながら策定し、一体的に推進します。



維持保全と改良保全のイメージ

保守・・・点検の結果に基づき建物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業のこと。
 修繕・・・劣化した部位・部材又は機器の性能、機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な消耗部品の取替え等は除く。
 改修・・・劣化した建物等の性能・機能を原状(初期性能)を超えて改善すること。

図 28 予防保全型管理イメージ

ウ) 長寿命化を図らない施設

- 施設の機能や用途、立地や建物や設備の老朽化状況などにより、長寿命化ではなく、機能維持や現状維持とされた施設については、適正な修繕を行いつつ、再編や集約、統廃合の可能性を検討していきます。

⑥ ユニバーサルデザイン化

- 公共施設の長寿命化や更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、可能な限り配慮を行った施設とし、多様な人々が安全で快適に利用することができるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 公共施設の利用者の構成(高齢者、障害者、子どもなど)やニーズ、施設の設置目的等を踏まえ、必要に応じてバリアフリートイレの設置などの部分的な改修にも取り組んでいきます。

⑦ 統合や廃止

ア) 「施設」と「サービス」を分離した検討

- 単に「施設を残す／残さない」ではなく、公共施設等が提供するサービスのあり方に着目して、公共施設等の統合や廃止を検討します。
- 公共施設等の需給(利用)・品質(劣化)・財務(収支)の視点による多面的評価に加え、分野横断的な評価に基づき統合や廃止を検討します。
- インフラについては、統合や廃止は極めて困難であるため、公共建築物だけでなく、住宅や事業所等の民間施設を含めた土地利用方針等と整合を図りながら、中長期的な視点で検討します。

イ) サービスの提供主体の見直し

- 「民間や地域でできることは、民間や地域で」の考え方にに基づき、市が提供すべきサービスを検証し、提供主体の見直しを検討します。
- 民間事業者等によるサービス提供が定着し、民間事業者等による施設の保有がより効果的と見込まれる施設については、公共施設等の移譲を検討します。
- 特定の住民や団体が利用している施設については、地域自治組織等関係団体への移譲を検討します。
- 近隣自治体や県との連携によるサービスの広域化を検討します。

ウ) サービスの内容(質)の見直し

- 市が提供しているサービスを検証し、需要と供給を一致させるため、公共施設等の用途変更や廃止、管理水準の見直し、近隣自治体の施設との相互利用等について検討します。

エ) サービスの提供場所の見直し

- サービスの利用圏域や交通アクセス、関連施設との位置関係を検証し、市民の利便性やまちづくりとして最適な配置を検討します。

⑧ 管理体制

ア) 市職員の人材育成・確保

- 市職員の更なる意識改革や研修参加等により、適切な管理を推進します。
- 各種団体が主催する研修会への参加だけでなく、協定を締結している東北大学大学院インフラマネジメント研究センター等との産学官の連携による技術交流や人材育成を推進します。

イ) 庁内組織

- 公共施設マネジメントに係る意思決定のため、横断的会議を実施します。
- 市職員が有する技術を蓄積・継承するための組織体制を検討します。
- 複数の施設を所管する部署に関連する業務等の情報共有を図ります。

ウ) 民間事業者等の活用

- 民間事業者等の資金や経営能力及び技術的能力を活かすため、PFI(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や能力を活用し行う手法)や指定管理制度等の事業手法の導入や事業特性に応じた入札契約方式の選択・運用等(包括契約、長期契約等)を推進します。
- 民間事業者等の参入を促すため、公共施設等に関する情報については必要に応じて公開します。

エ) 市民・地域との協働

- 公共施設等の管理だけでなく、各種検討プロセスにおける市民や地域自治組織、ボランティア組織等の参加を促します。
- 市民へ情報を一方的に発信するだけでなく、市民から情報を収集・反映する仕組みづくりを推進します。

オ) 自治体間連携

- 近隣自治体や県との連携により、引き続き効率的な管理を推進するとともに、広域化や管理代行、事務の共同処理、業務の共同発注、国や県から市への技術職の派遣等、新たな連携方策を検討します。

IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 施設類型

表 12 施設類型

公共建築物 ^(※1)	(1) 学校教育系施設	小学校・中学校
	(2) 市民文化系施設	市民会館
		勤労者活動センター
		集会所
		コミュニティセンター
		市民交流プラザ
	(3) 社会教育系施設	図書館
		公民館
		文化財収蔵庫
	(4) スポーツ・レクリエーション系施設	健康増進施設
		体育施設
	(5) 産業系施設	農業振興施設
		ライスセンター
排水機場		
(6) 子育て支援施設	保育所	
	児童館・児童センター	
	その他児童福祉施設	
保健福祉施設	(7) 高齢者	総合福祉センター
		在宅福祉センター
		老人憩の家
		シルバー人材センター
	(8) 障害者	障害者地域活動支援センター
		障害者地域就労支援センター
		知的障害者自立生活体験学習施設
(9) 保健センター	保健センター	
(10) 行政系施設	市役所	
	消防ポンプ置場	
	旧図書館	
(11) 公営住宅	公営住宅	
(12) その他公共施設	駐輪場	
	東西連絡通路	
	斎場	
	千年希望の丘交流センター	
	旧岩沼市土地開発公社所有施設（東北メディカル・メガバンク機構事務所）	
(13) 道路	道路、橋りょう	
(14) 公園・緑地等	街区公園、総合公園、歴史公園、緑道、緑地、農村公園、児童遊園、グラウンド等 ^(※2) 、千年希望の丘	
(15) 下水道	公共下水道（汚水）・農業集落排水、公共下水道（雨水）、特定公共下水道の管路、クリーンセンター、ポンプ場（雨水・汚水）、排水管理所（特下）、調整池ポンプ室	
(16) 上水道	上水道の管路、配水池、水質検査センター・浄水場	

※1 公共建築物：消防ポンプ置場を除く 50 m²未満の小規模施設は対象外。

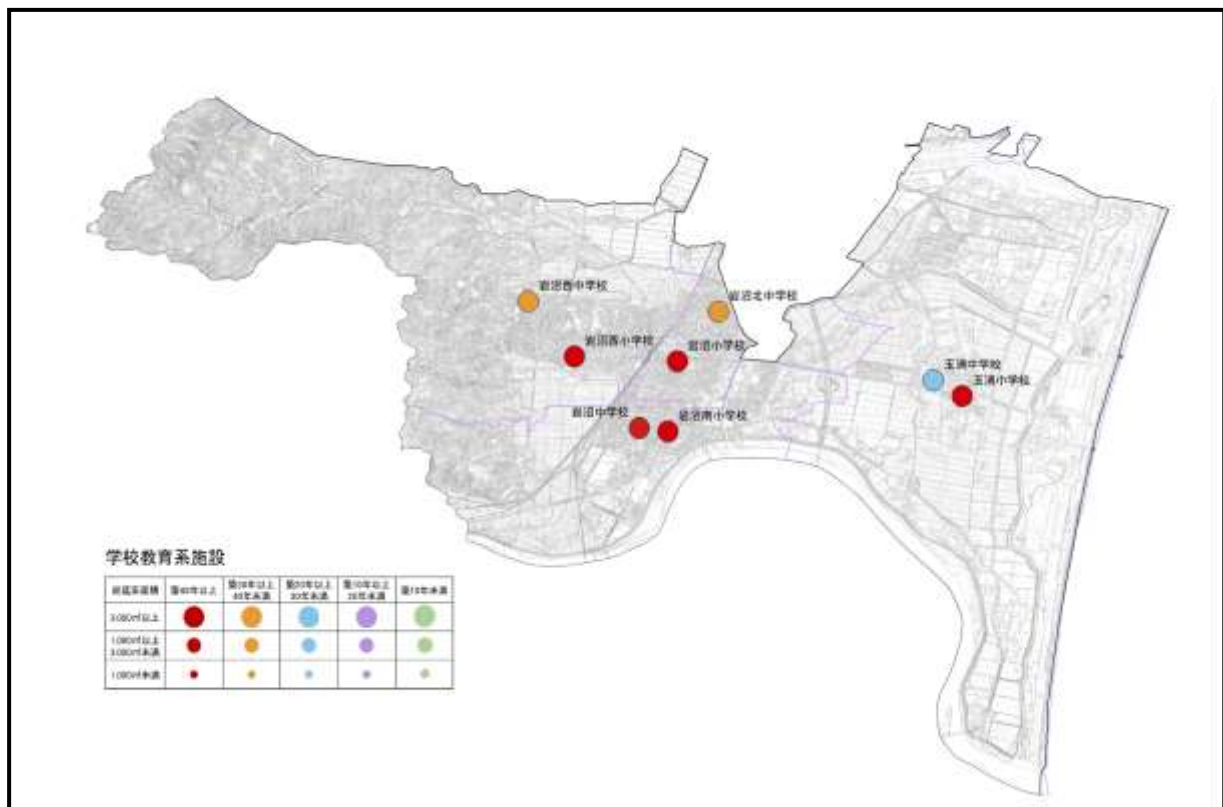
※2 グラウンド等：鍛冶スポーツ公園、少年スポーツ公園、陸上競技場（メインスタンドを除く）、多目的グラウンド、市民テニスコート、矢野目運動広場

2 管理に関する基本的な方針

(1) 学校教育系施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	最古建物	建設年度		管理運営	条例
				年	種		
小学校・中学校	岩沼小学校	7,052	屋内運動場	1981	S56	直営	岩沼市立学校の設置に関する条例
	玉浦小学校	4,947	校舎	1980	S55		
	岩沼西小学校	8,703	校舎	1976	S51		
	岩沼南小学校	7,027	校舎、屋内運動	1979	S54		
	岩沼中学校	8,450	校舎	1981	S56		
	玉浦中学校	6,751	校舎、屋内運動	1998	H10		
	岩沼北中学校	5,977	校舎	1987	S62		
	岩沼西中学校	7,437	校舎、屋内運動場	1986	S61		
	合計	56,343					

最古建物: 大規模改修を行った施設を除く、建設年度の最も古い建物



① 点検・診断等

- ・日常点検は、学校保健安全法に基づき、教職員が目視により実施しています。定期点検は消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。
- ・令和2年に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月）に基づく非構造部材の点検及び建築基準法第12条定期調査に準拠する建物点検を行っており、引き続き、施設の老朽化等を鑑み、より一層計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は不具合が発生した場合等、必要に応じて実施しています。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・築30年以上が経過した建物が多いため、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・文部科学省の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年3月）や「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成27年4月）を踏まえ、平成27年度に策定した「岩沼市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化に取り組みます。

なお、平成29年から学校のトイレ洋式化改修を実施し、令和2年に全学校の洋式化が完了しています。今後は、経過年数（大規模改修等の履歴、劣化状況等を踏まえて、優先度の高い校舎から長寿命化改修を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・将来的には年少人口が緩やかに減少することが見込まれ、児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、不登校対応等の教育課題に対応するための活用のほか、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。

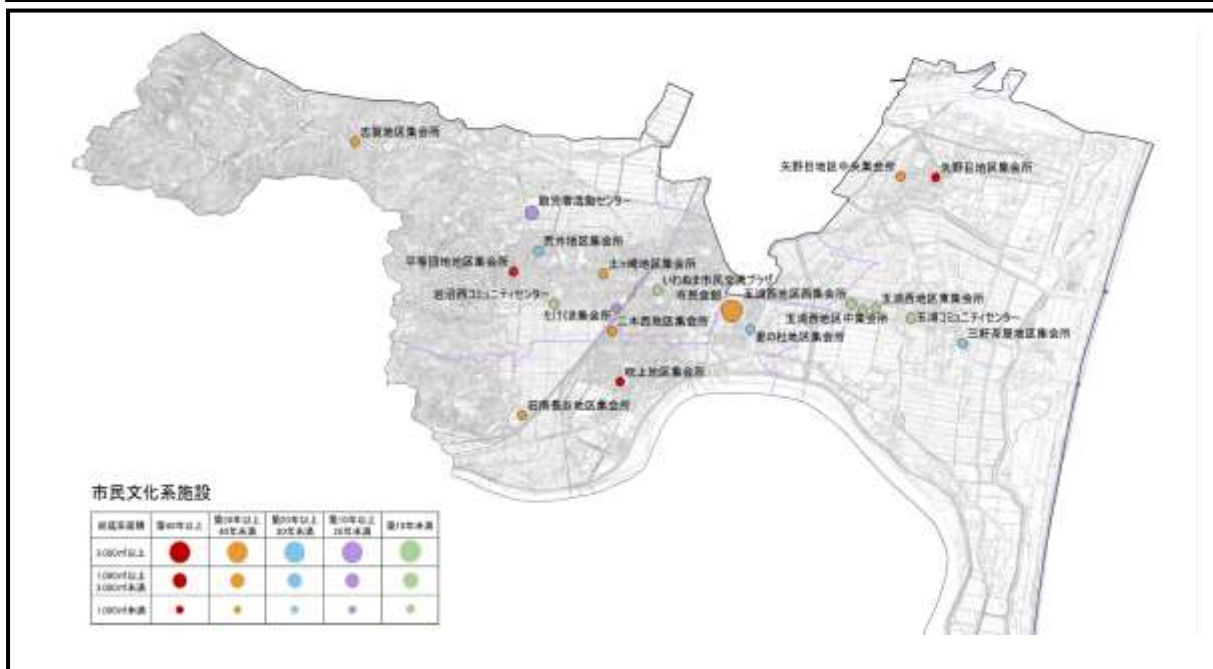
⑥ 管理体制

- ・適切な管理・運営を図るため、教育委員会だけでなく、他の部局と連携して取り組んでいきます。

(2) 市民文化系施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	種		
市民会館	岩沼市民会館	4,576	1985	S60	直営	岩沼市民会館の設置及び管理に関する条例
勤労者活動センター	岩沼市勤労者活動センター	1,094	2003	H15		岩沼市勤労者活動センターの設置及び管理に関する条例
集会所	岩沼市吹上地区集会所	261	1978	S53	指定管理者	岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例
	岩沼市二木西地区集会所	136	1984	S59		
	岩沼市志賀地区集会所	129	1984	S59		
	岩沼市平等団地区集会所	101	1981	S56		
	岩沼市荒井地区集会所	163	1992	H4		
	岩沼市矢野目地区集会所	189	1979	S54		
	岩沼市矢野目地区中央集会所	601	1989	H1		
	岩沼市里の杜地区集会所	206	1997	H9		
	岩沼市三軒茶屋地区集会所	160	2000	H12		
	岩沼市たけくま集会所	417	2008	H20		
	岩沼市土ヶ崎地区集会所	495	1987	S62		
	岩沼市玉浦西地区西集会所	108	2014	H26		
	岩沼市玉浦西地区中集会所	289	2014	H26		
	岩沼市玉浦西地区東集会所	96	2014	H26		
コミュニティセンター	玉浦コミュニティセンター	797	2016	H28	直営	岩沼市コミュニティセンター条例
	岩沼西コミュニティセンター	952	2021	R3		
市民交流プラザ	いわぬま市民交流プラザ	702	2018	H30		岩沼市市民活動支援施設の設置及び管理に関する条例
その他	旧南長谷地区集会所	329	1986	S61		-
合計		11,801				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・市民会館、勤労者活動センター、玉浦コミュニティセンター、岩沼西コミュニティセンター及びいわぬま市民交流プラザは、定期点検は消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員の目視により実施しています。
- ・指定管理している集会所では、各施設管理者が個別に対応している状況です。
- ・引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合や各集会所の指定管理者から要請があった場合に実施しています。
- ・引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・市民文化系施設は、全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・市民会館は築35年、集会所のうち8か所で築30年を経過し、老朽化が進行していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・市民会館及び勤労者活動センターについては、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・その他の施設については、必要に応じて長寿命化を図るほか、施設の機能や用途、老朽化状況などにより、適正な修繕等を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・集会所は、市が所有する集会所と町内会等で所有する集会所がありますが、市が所有する集会所については、各地域への移譲を検討します。旧南長谷地区集会所については、施設そのものの利用が無く、老朽化が著しいことから、地域の意向も踏まえ、存続の必要性を検討します。
- ・市民会館等の文化施設は、これまで自治体ごとに整備してきましたが、周辺自治体と共同所有・利用を検討します。
- ・勤労者活動センターは、社会教育関係団体等による利用も多く、公民館等と機能が一部類似していることから、役割分担とあり方について検討します。

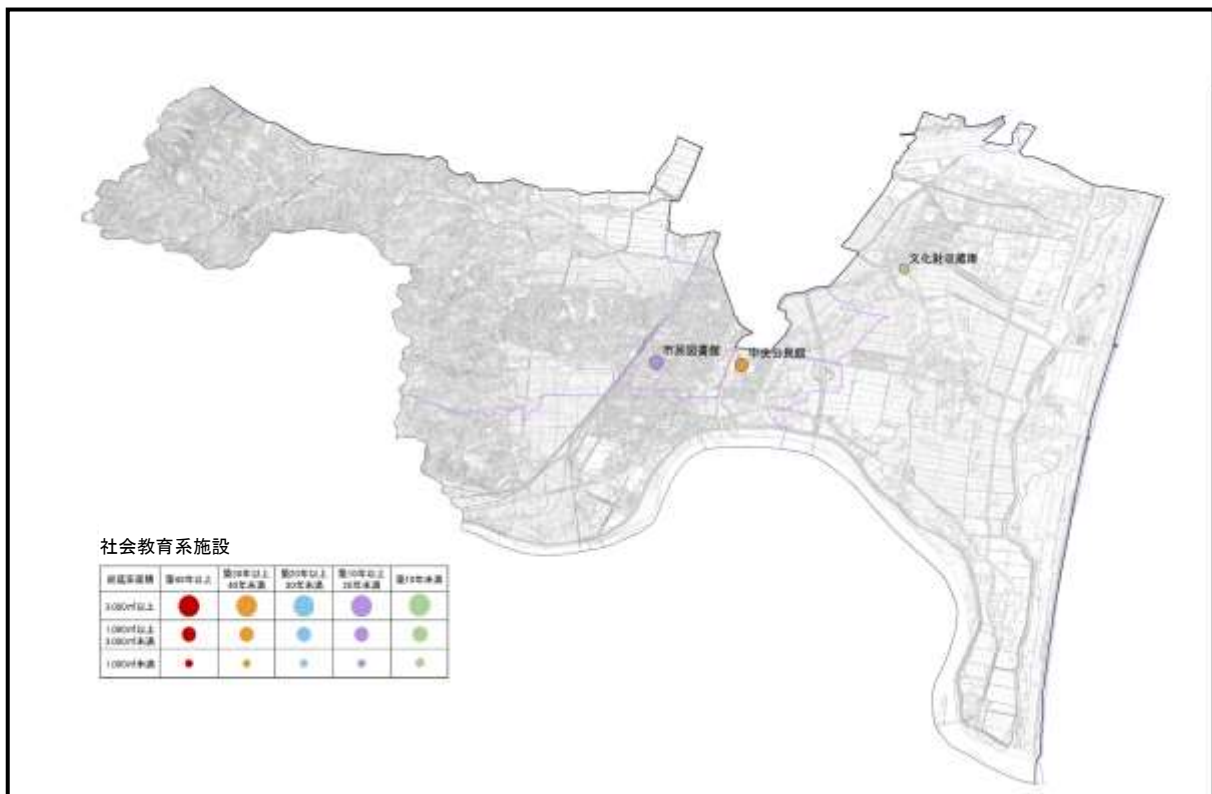
⑥ 管理体制

- ・市が所有する集会所は、現在の指定管理者制度を当面継続しますが、各地域の町内会等への移譲を検討します。
- ・その他の施設については、指定管理者制度の導入など、市民サービスの向上や管理運営の効率化等に向けた検討を行います。

(3) 社会教育系施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	月		
図書館	岩沼市民図書館	2,964	2010	H22	直営	岩沼市民図書館の設置及び管理に関する条例
公民館	岩沼市中央公民館	1,403	1985	S60		岩沼市公民館の設置及び管理に関する条例
資料館	岩沼市文化財収蔵庫	97	2013	H25		-
	合計	4,464				

建設年度: 施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・市民図書館及び中央公民館は、定期点検は消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員が目視により実施しています。
- ・文化財収蔵庫は、必要に応じて市職員が点検を行っています。
- ・引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・中央公民館は、不具合が発生した場合等、必要に応じて修繕を実施してきました。市民図書館は平成 22 年に、文化財収蔵庫は平成 25 年に整備された比較的新しい施設であることから、大規模な修繕等は発生していません。
- ・引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・社会教育系施設は、全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・中央公民館は築 35 年が経過しており、老朽化が進行していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・市民図書館及び中央公民館について、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・文化財収蔵庫については、必要に応じて修繕等を実施し、機能の維持に努めます。

⑤ 統合や廃止

- ・市民図書館は、仙台都市圏での相互利用を継続します。
- ・玉浦公民館、西公民館についてはコミュニティセンターへ機能を移転しました。中央公民館については、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め、機能の維持を図っていきます。

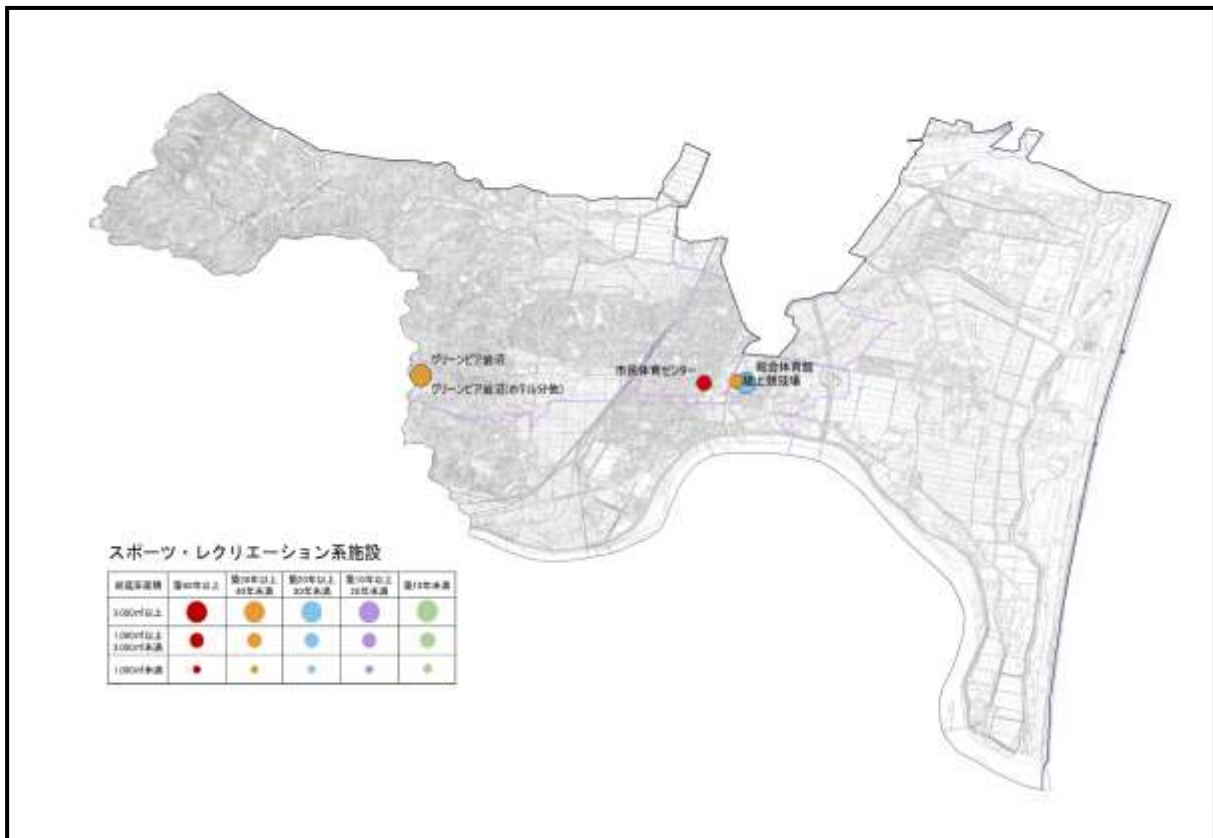
⑥ 管理体制

- ・市民図書館及び中央公民館は、より効率的な管理体制の構築や市民サービスの向上に向けて、指定管理者制度等の導入を検討します。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

施設	名称	総延床面積	建設年度		管理運営	条例等
健康増進施設	グリーンピア岩沼	4,652	1988	S63	その他	グリーンピア岩沼条例
	グリーンピア岩沼(ホテル分他)	7,922	1988	S63		
体育施設	岩沼市総合体育館	8,311	1993	H5	指定管理者	岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例
	岩沼市民体育センター	1,898	1972	S47		岩沼市民体育センター条例
	岩沼市陸上競技場(メインスタンド)	1,898	1989	H1		岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例
	合計	24,682				

建設年度: 施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・グリーンピア岩沼は、日常点検、定期点検、臨時点検、診断を民間委託により実施しています。
- ・その他のスポーツ・レクリエーション系施設では、定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員及び指定管理者の目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・不具合が発生した場合等、必要に応じて修繕等を実施してきました。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・市民体育センターが築 50 年を迎え、老朽化が進行していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・グリーンピア岩沼は、平成 27 年度に策定した長期修繕計画に基づき、緊急性の高い箇所から順次修繕を実施しています。
- ・総合体育館及び陸上競技場メインスタンドについて、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・市民体育センターの老朽化等を考慮し、総合体育館への統合等を検討します。

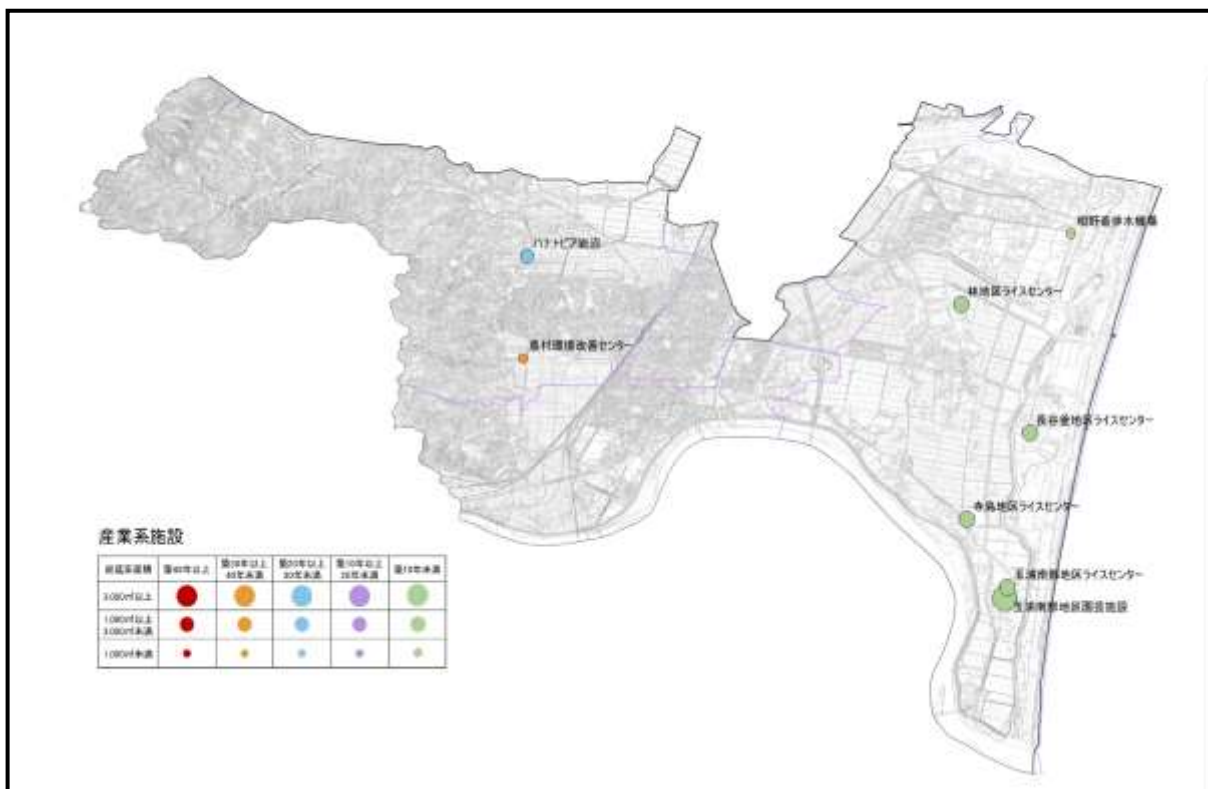
⑥ 管理体制

- ・グリーンピア岩沼は、複数の施設で構成されているため、効率的な管理運営に向けて、一括管理委託や指定管理者制度の導入を令和 2 年度に検討し、従来どおりの運営委託を継続することとしましたが、引き続き、より効率化が図られるよう管理体制の研究を継続します。
- ・体育施設は、効率的な管理運営と市民サービスの向上のため、指定管理者による管理を継続します。

(5) 産業系施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	月		
農業振興施設	岩沼市農村環境改善センター	795	1988	S63	直営	岩沼市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
	ハナトピア岩沼	1,741	1996	H8		ハナトピア岩沼の設置及び管理に関する条例
	相野釜排水機場	61	2017	H29		-
ライスセンター	玉浦南部地区園芸施設	6,060	2014	H26	その他	-
	寺島地区ライスセンター	1,836	2013	H25		
	林地区ライスセンター	1,452	2013	H25		
	長谷釜地区ライスセンター	1,926	2014	H26		
	玉浦南部地区ライスセンター	1,137	2013	H25		
合計		15,008				

建設年度: 施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、農村環境改善センター及びハナトピア岩沼では市職員が、ライスセンターでは貸付先の農事組合法人が目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、必要に応じて実施しています。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・農村環境改善センターは築 30 年を経過し、老朽化が進行していることに加え、軟弱地盤のため地盤が沈下していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・ハナトピア岩沼については、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・その他の施設については、必要に応じて長寿命化を図るほか、施設の機能や用途、老朽化状況などにより、適正な修繕等を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・ハナトピア岩沼は、周辺施設の立地状況や市民ニーズを踏まえつつ、農村環境改善センターの機能を移設統合する等、統廃合に向けた検討を進めます。
- ・ライスセンターは、将来的には農事組合法人へ譲渡します。

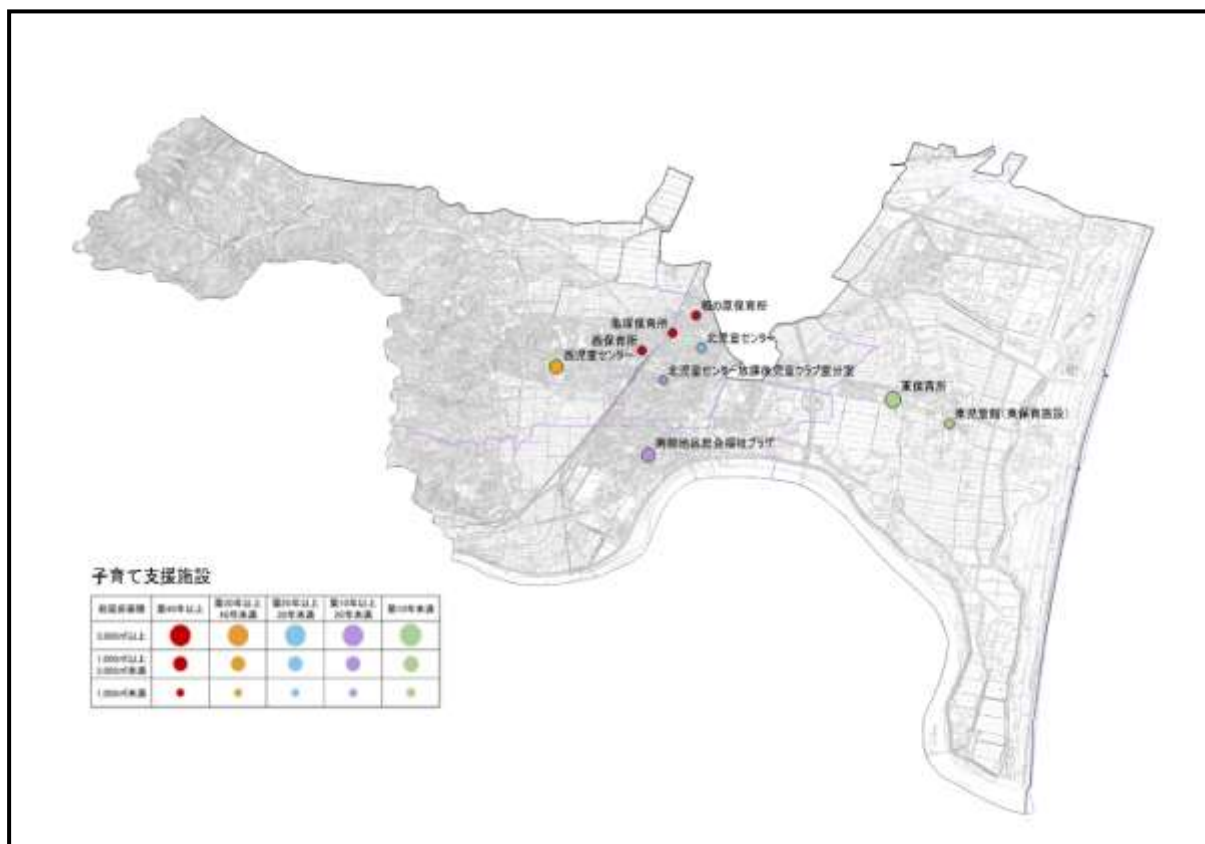
⑥ 管理体制

- ・ハナトピア岩沼は、より効率的な管理運営と更なる市民サービスの向上に向けて、指定管理者制度等の導入を検討します。

(6) 子育て支援施設

施設	名称	総延床面積	建設年度		管理運営	条例等
保育所	岩沼市立相の原保育所	410	1977	S52	直営	岩沼市立保育所設置に関する条例等
	岩沼市立西保育所	568	1980	S55		
	岩沼市立東保育所・東子育て支援センター	1,311	2018	H30		
児童館・児童センター	岩沼市東児童館	446	2013	H25		岩沼市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例
	岩沼市西児童センター	1,125	1982	S57		
	岩沼市北児童センター	506	1993	H5		
その他児童福祉施設	南部地区総合福祉プラザ	1,463	2010	H22		岩沼市南部地区総合福祉プラザの設置及び管理に関する条例
	岩沼市北児童センター放課後児童クラブ分室	236	2010	H22		岩沼市放課後児童クラブ条例
その他	岩沼市立亀塚保育所	448	1974	S49		—
	合計	6,514				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載
※岩沼市立亀塚保育所は令和4年度に解体予定



① 点検・診断等

- ・定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しており、日常点検は、市職員が目視により実施しています。また、保育所では日常点検の際に「日常点検チェックシート」を用いています。引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施しています。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・相の原保育所、西保育所及び西児童センターが築 40 年を経過し、老朽化が進行していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・少子化や入所率の状況を踏まえ、必要に応じ、施設の統廃合を検討します。

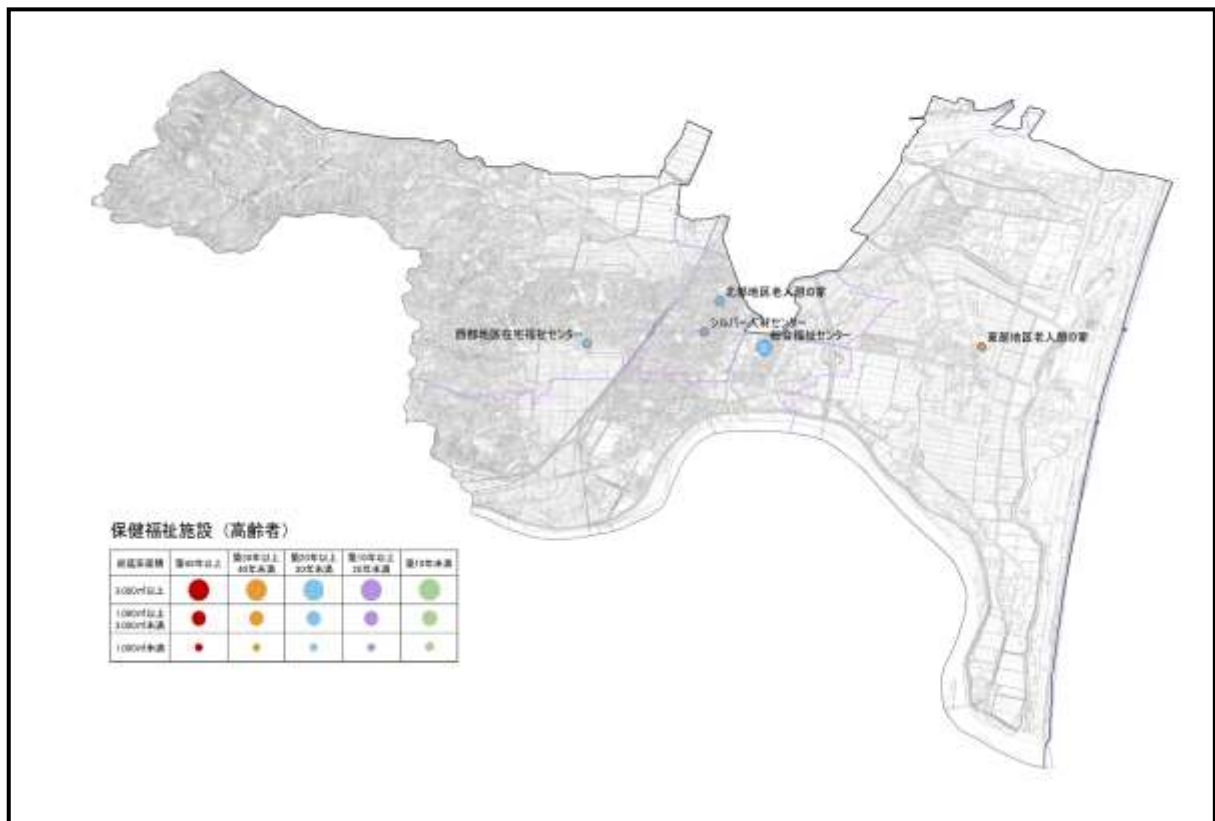
⑥ 管理体制

- ・放課後児童クラブ分室等については、効率的な運営体制の構築とサービスの質の更なる向上に向けて、管理運営の委託及び指定管理者制度の導入等についての検討を行います。

(7) 保健福祉施設（高齢者）

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	月		
総合福祉センター	岩沼市総合福祉センター	2,659	1999	H11	直営及び指定管理者 指定管理者	岩沼市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等 岩沼市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等 岩沼市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例
在宅福祉センター	西部地区在宅福祉センター	733	1999	H11		
老人憩いの家	岩沼市東部地区老人憩いの家	100	1988	S63		
老人憩いの家	岩沼市北部地区老人憩いの家	193	1993	H5		
シルバー人材センター	公益社団法人 岩沼市シルバー人材センター	234	2007	H19	その他	-
	合計	3,920				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・西部地区在宅福祉センター及び総合福祉センターでは、定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員が目視により実施しています。
- ・シルバー人材センター及び老人憩の家は、法定点検対象施設ではないことから、（公社）岩沼市シルバー人材センターの職員及び老人憩の家の指定管理者が日常点検のみ実施しています。
- ・引き続き、計画的かつ効率的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施してきました。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・老朽化が進んできているため、計画的な維持・修繕に努めるとともに、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷等の発生に備え、施設の安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・総合福祉センター、西部地区在宅福祉センター及びシルバー人材センターについては「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・その他の施設については、必要に応じて長寿命化を図るほか、施設の機能や用途、老朽化状況などにより、適正な修繕等を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・シルバー人材センターは、他に類似する施設がないため、現在保有している機能の保持を図ります。

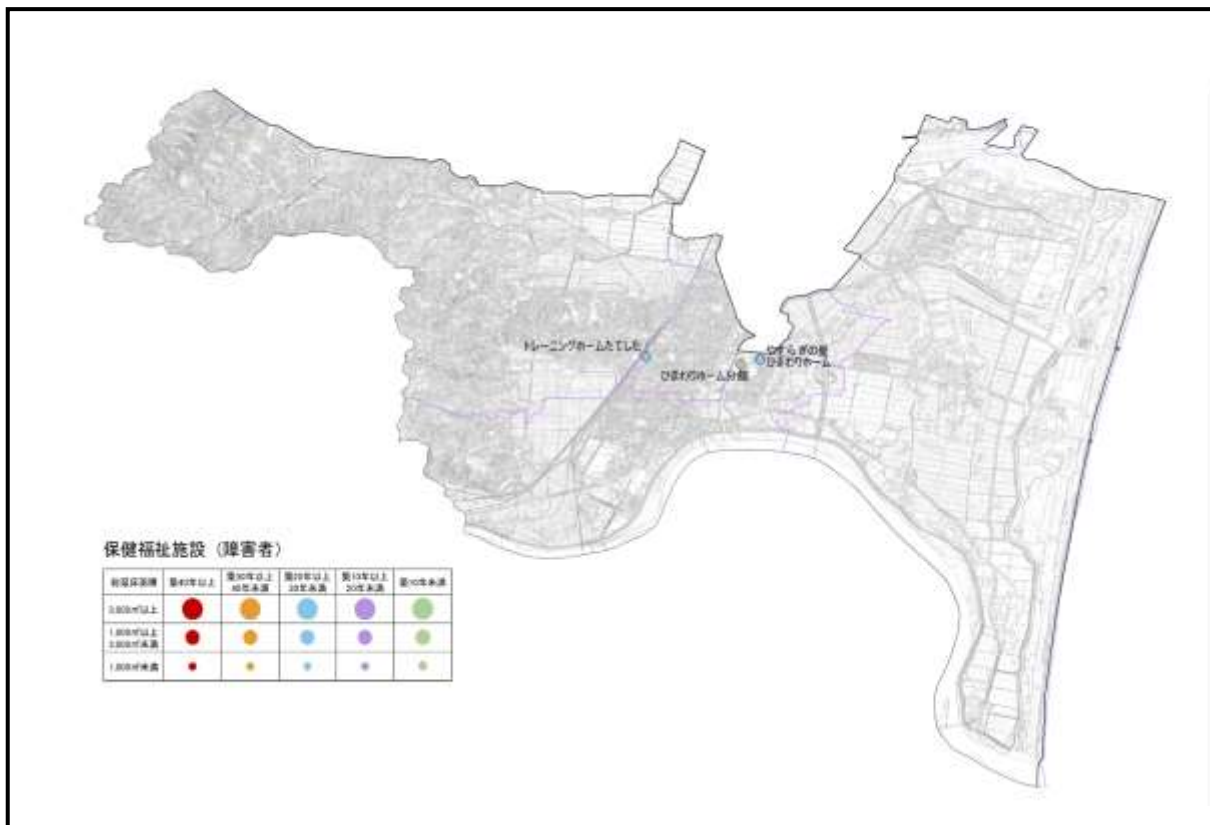
⑥ 管理体制

- ・西部地区在宅福祉センター及び老人憩の家は、指定管理者制度を継続します。
- ・総合福祉センターは、市職員が行っている施設管理の一部に外部委託を取り入れており、引き続き効率的な管理運営に努めます。

(8) 保健福祉施設（障害者）

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例
			年	月		
障害者地域活動支援センター	岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里	451	2001	H13	指定管理者	岩沼市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例
障害者地域就労支援センター	ひまわりホーム本館	542	1995	H7		岩沼市障害者地域就労支援センターの設置及び管理に関する条例
	ひまわりホーム分館	73	2018	H30		
知的障害者自立生活体験学習施設	トレーニングホームたてした	197	2001	H13		岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設の設置及び管理に関する条例
合計		1,262				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。
- ・日常点検は、指定管理者が目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施してきました。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・老朽化が進んだ建物はありますが、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷等の発生に備え、施設の安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・市内外の民間事業所を含め、障害福祉サービスが安定的に提供可能と判断できるまでの間は、統合や廃止を行わず、現在保有している機能の保持を図ります。

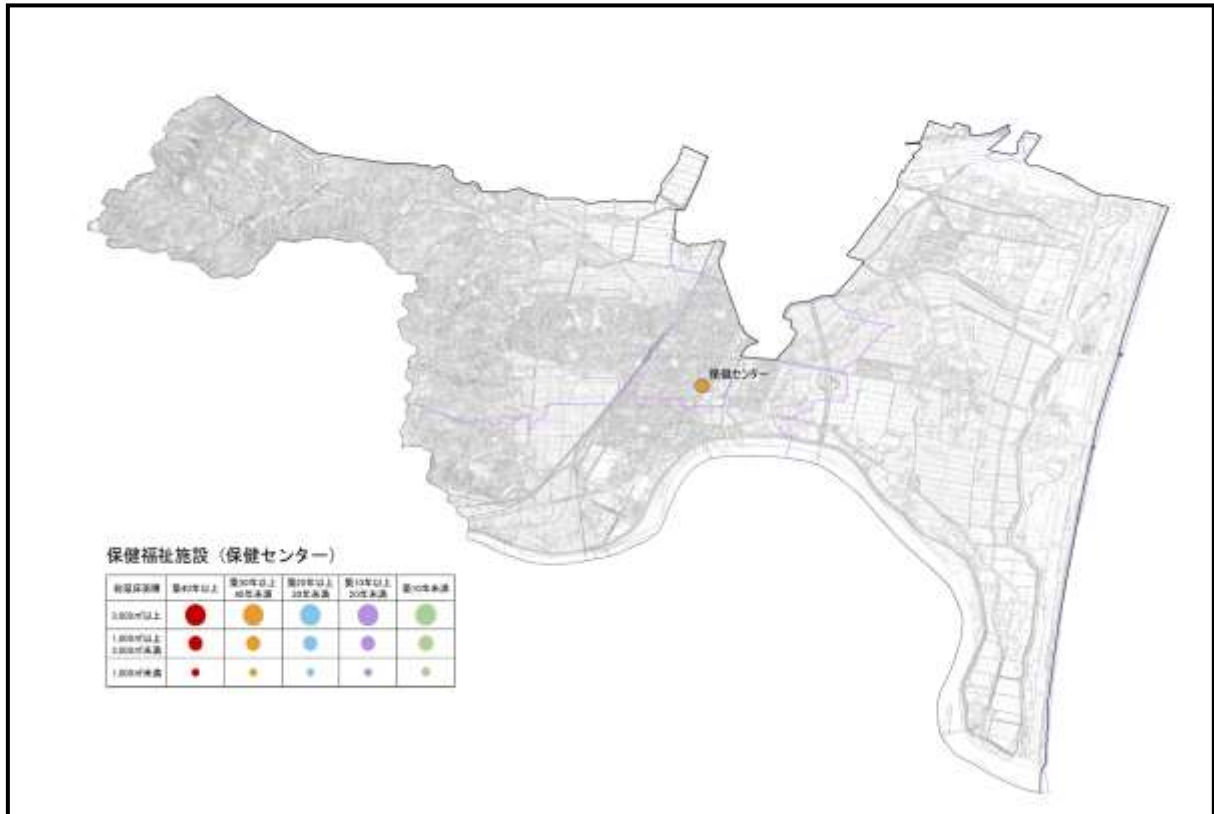
⑥ 管理体制

- ・指定管理者制度を継続し、民間事業者のノウハウを活用した管理を行います。

(9) 保健福祉施設（保健センター）

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
保健センター	岩沼市保健センター	1,003	1983	S58	直営	岩沼市保健センターの設置及び管理に関する条例
	合計	1,003				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員が目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施してきました。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・新耐震基準を満たしていますが、築 35 年が経過し、老朽化が進行していることから、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・他に類似施設がないことから、現在保有している機能の保持を図ります。

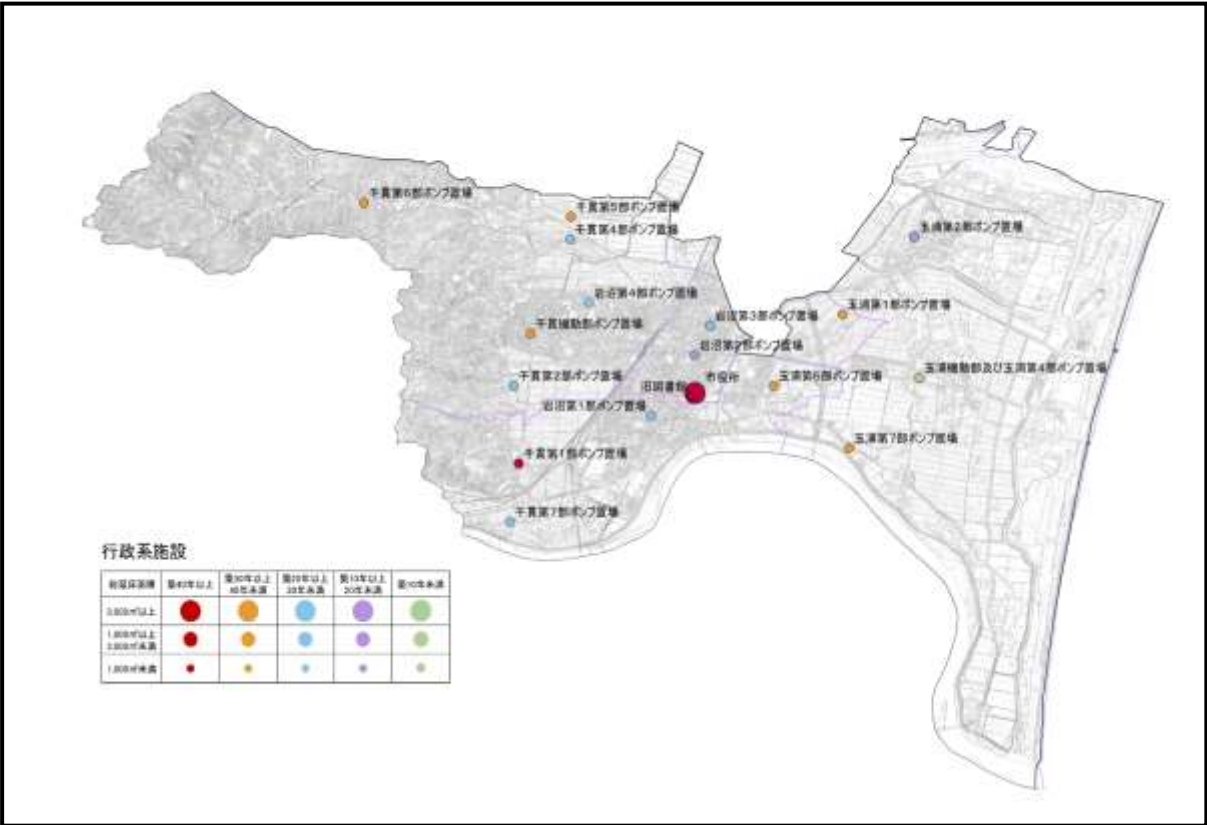
⑥ 管理体制

- ・市職員が施設管理を担当しています。当面は現行の管理体制を継続しますが、より効率的な管理運営に向けて検討を行います。

(10) 行政系施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
市役所	岩沼市役所	7,815	1974	S49	直営	岩沼市役所の位置を定める条例
消防ポンプ置場	千貫第1部ポンプ置場	19	1981	S56	その他	岩沼市消防団の設置に関する条例
	千貫第2部ポンプ置場	15	1993	H5		
	千貫第4部ポンプ置場	17	1997	H9		
	千貫第5部ポンプ置場	12	1989	H1		
	千貫第6部ポンプ置場	20	1984	S59		
	千貫第7部ポンプ置場	17	1996	H8		
	千貫機動部ポンプ置場	30	1988	S63		
	岩沼第1部ポンプ置場	14	1995	H7		
	岩沼第2部ポンプ置場	18	2009	H21		
	岩沼第3部ポンプ置場	15	1993	H5		
	岩沼第4部ポンプ置場	16	2001	H13		
	玉浦第1部ポンプ置場	15	1991	H3		
	玉浦第2部ポンプ置場	16	2011	H23		
	玉浦機動部及び玉浦第4部ポンプ置場	62	2017	H29		
	玉浦第6部ポンプ置場	12	1985	S60		
玉浦第7部ポンプ置場	12	1982	S57			
その他施設	旧図書館	976	1975	S50		—
	合計	9,102				

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・定期点検は、消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。日常点検は、市職員が目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施してきました。引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等に取り組みます。
- ・市役所庁舎については、平成 22 年度に耐震補強を行うなど、維持、機能の向上を図ってきましたが、築 45 年を超え老朽化していることから、財源の確保など、建て替えの検討に着手します。

③ 耐震化・安全確保

- ・今後の使用方法を踏まえ、必要に応じて、市庁舎の車庫及び旧図書館の補強を実施します。
- ・その他の施設では、新耐震基準を満たしています。

④ 長寿命化

- ・市役所庁舎については、老朽化していることから、必要に応じた修繕等を行いながら、耐用年数を見据えて使用していきます。
- ・その他の施設については、必要に応じて長寿命化を図るほか、施設の機能や用途、老朽化状況などにより、適正な修繕等を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・旧図書館は今後の使用方法を検討し、引き続き使用する際は、施設のリニューアルを実施し、使用しない場合には解体撤去します。
- ・消防団のポンプ置場は、各部管轄区域の再編に合わせて統廃合を検討します。

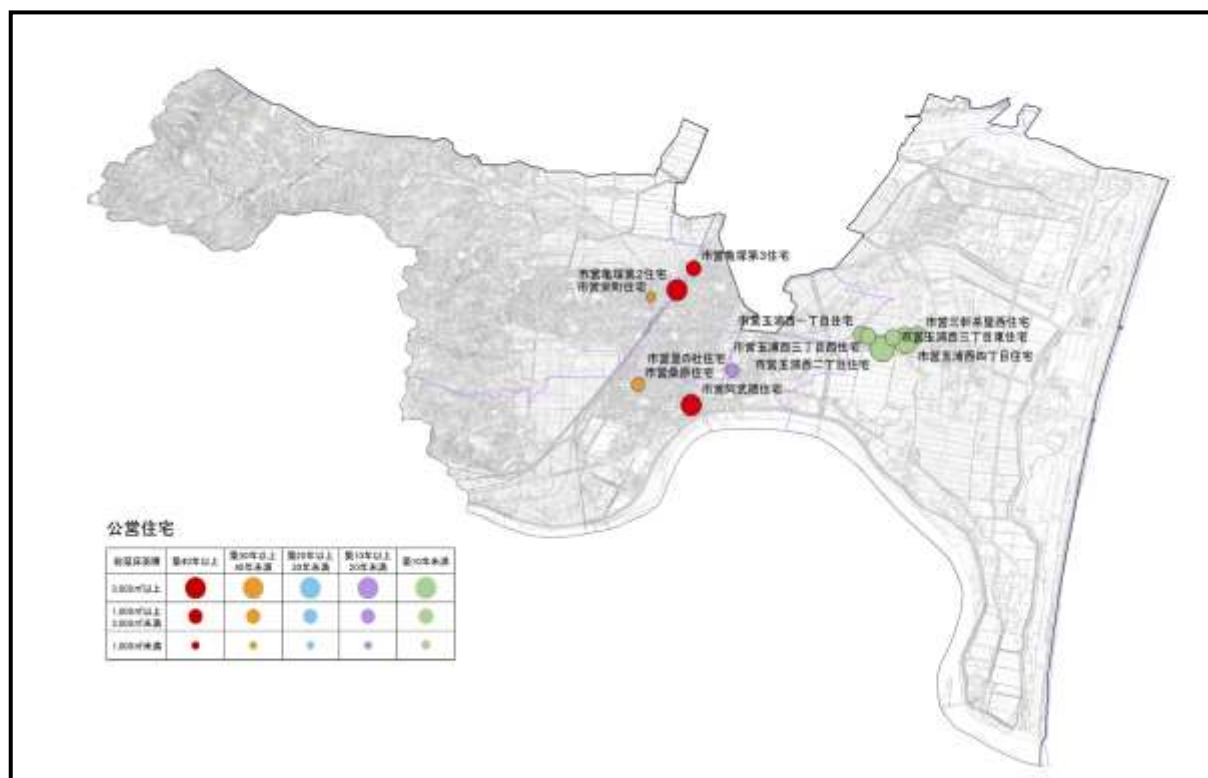
⑥ 管理体制

- ・行政系施設は、市職員が施設管理を担当しています。当面は現行の管理体制を継続しますが、より一層効率的な管理体制の実現に向けて検討を行います。

(11) 公営住宅

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	種		
公営住宅	市営桑原住宅	1,910	1989	H1	直営	岩沼市営住宅条例
	市営栄町住宅	925	1987	S62		
	市営亀塚第2住宅	3,362	1974	S49		
	市営亀塚第3住宅	2,510	1976	S51		
	市営阿武隈住宅	6,869	1978	S53		
	市営里の杜住宅	1,411	2003	H15		
	市営玉浦西一丁目住宅	1,225	2014	H26		
	市営玉浦西二丁目住宅	3,159	2014	H26		
	市営玉浦西三丁目西住宅	1,799	2014	H26		
	市営玉浦西三丁目東住宅	1,490	2014	H26		
	市営玉浦西四丁目住宅	4,771	2014	H26		
	市営三軒茶屋西住宅	1,956	2014	H26		
	合計		31,387			

建設年度：施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・定期点検は、個別施設計画の見直しに併せ、5年ごとに有資格者により実施します。その他に、亀塚第2住宅、亀塚第3住宅、阿武隈住宅に関しては、建築基準法第12条の定期調査対象であり、3年に1度有資格者による点検と併せて、調査項目以外の状況確認も行っています。日常点検は、宮城県住宅供給公社及び管理連絡員が目視により実施しています。
- ・引き続き、計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が多数発生していることから、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等の実施に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・昭和56年5月以前に着工された公営住宅は、耐震診断等を行い、耐震性能の保有を確認しており、昭和56年6月以降に着工された建物は、新耐震基準で建設されています。
- ・公営住宅は築30年以上経過した建物が12棟あります。老朽化が進行した建物に対しては、徹底した安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・「岩沼市市営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・令和元年12月に改定した「岩沼市市営住宅長寿命化計画」の期間中に築50年を経過する2団地（亀塚第2住宅、亀塚第3住宅の計96戸）の住宅については、「用途廃止」を前提に検討を進めます。

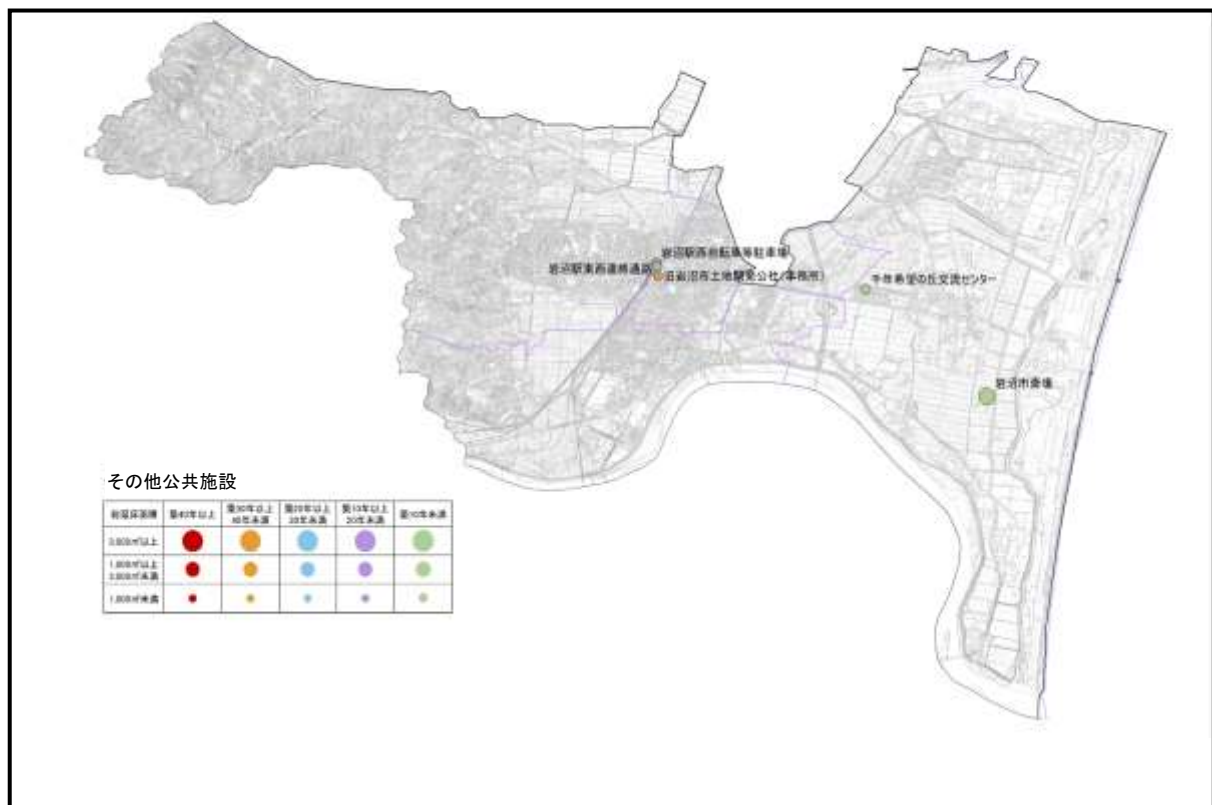
⑥ 管理体制

- ・公営住宅の入居者の募集、家賃回収等の管理及び小規模な修繕等は宮城県住宅供給公社、建物の大規模な修繕・工事等については市職員が担当します。

(12) その他公共施設

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建設年度		管理運営	条例等
			年	月		
駐輪場	岩沼駅西自転車等駐車場	323	1,987	S62	直営	岩沼市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
東西連絡通路	岩沼駅東西連絡通路	573	1997	H9		-
市営火葬場	岩沼市斎場	1,518	2016	H28		岩沼市営火葬場の設置及び管理に関する条例
交流センター	千年希望の丘交流センター	200	2015	H27		岩沼市千年希望の丘交流センター設置条例
事務所	旧岩沼市土地開発公社所有施設 (東北メディカル・メガバンク機構事務所)	533	1991	H3	その他	-
	合計	3,147				

建設年度:施設内に建物が複数ある場合は、最も古い建物の建設年度を記載



① 点検・診断等

- ・駐輪場、斎場の日常点検は、市職員が目視により実施しています。
- ・東西連絡通路は、定期点検を消防・電気設備を対象として、民間委託により実施しています。
- ・千年希望の丘交流センターは、日常点検は市職員が目視により実施しています。浄化槽については、民間業者に委託して実施しています。
- ・旧岩沼市土地開発公社所有施設は、運営事業者が点検等を行っています。
- ・引き続き、計画的な点検、診断等に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・修繕は、不具合が発生した場合等、必要に応じて実施しています。
- ・斎場の火葬炉は、維持管理計画を策定し、計画的に修繕を行っていきます。
- ・東西連絡通路の線路上空は特殊工事となり多額の費用を要します。
- ・旧岩沼市土地開発公社所有施設は、修繕を運営事業者が行うなど、事業者と連携した維持管理に取り組みます。
- ・引き続き、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的かつ予防的な維持管理・更新等の実施に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・東西連絡通路は一部、老朽化している部位があることから、安全確保に取り組みます。その他の施設では老朽化は進んでいませんが、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷等の発生に備え、施設の安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・斎場については、「岩沼市公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・その他の施設については、必要に応じて長寿命化を図るほか、施設の機能や用途、老朽化状況などにより、適正な修繕等を行っていきます。

⑤ 統合や廃止

- ・当面の間、統廃合等を行わず、現行の施設を保持します。

⑥ 管理体制

- ・斎場は、事業者が管理運営業務を委託しており、駐輪場は、管理業務の一部を（公社）岩沼市シルバー人材センターに委託しています。
- ・旧岩沼市土地開発公社所有施設については、運営事業者が管理しています。
- ・東西連絡通路及び千年希望の丘交流センターは、市職員が施設管理を担当しています。
- ・より一層効率的な管理体制の実現に向けて検討を行います。

(13) 道路

① 点検・診断等

- ・道路の点検は、定期点検、通常点検、非常時点検に分けて実施しています。
- ・定期点検は、国土交通省「舗装点検要領」に基づき、主に幹線道路を対象として5年に1回実施しています。
- ・通常点検は、市「パトロール実施要領」に基づき、全路線を対象として6週に1回、職員が実施しています。
- ・橋りょうは、平成25年の道路法改正により点検基準の法定化が行われ、具体的な点検方法等を法令に定めるとともに、道路橋定期点検要領が定められました。このため、橋りょうは、国土交通省が定めた基準に基づき、5年に1回、近接目視により全数監視を実施しています。
- ・今後は、点検結果データ及び道路台帳システムや道路占用システムとの連動に向けた検討を行い、点検・診断等の効率化を図ります。

② 維持管理・更新等

- ・定期点検結果に基づき、維持管理等の優先順位を定めた「舗装の個別施設計画」に基づき取り組んでいます。引き続き、管理基準や修繕方法等の見直しを行うとともに、同計画の定期的な見直しを行い、より一層効率的な維持管理・更新等の実施に取り組めます。

③ 耐震化・安全確保

- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。
- ・老朽化した道路照明等の支柱については、順次、補修・取替えを行います。

④ 長寿命化

- ・予防保全の考え方にに基づき策定した「橋梁長寿命化修繕計画」及び「舗装の個別施設計画」に基づき、長寿命化を図ります。

⑤ 統合や廃止

- ・農道、林道データの道路台帳システムへの統合等、市道・農道・林道の一体的な管理に向けて検討を行います。

⑥ 管理体制

- ・道路の管理は、市職員と民間委託により実施しています。また、行政区長や郵便局員等に道路の不具合の発生等に関する情報提供を依頼しています。今後は、より一層効率的な管理体制の構築に向けて検討を行います。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(14) 公園・緑地等

① 点検・診断等

- ・「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成27年4月）及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月）等に基づき、計画的かつ効率的な点検・診断等を実施します。
- ・グラウンド等については、職員が目視により点検を行っています。今後は、計画的かつ効率的な点検・診断に取り組みます。

② 維持管理・更新等

- ・日常点検等により施設の不具合が確認された場合は、速やかに使用禁止や修繕等の必要な措置を行うとともに、法定点検や診断結果等を踏まえ、計画的な修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・また、公園施設については、修繕履歴のデータベースの構築等、適切な維持管理に努めます。

③ 耐震化・安全確保

- ・法定点検や診断結果等において、施設の危険性が認められた場合は、早急に撤去や修繕等の必要な対策を実施します。

④ 長寿命化

- ・「岩沼市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の長寿命化を図ります。
- ・グラウンド等については、スポーツ・レクリエーション系施設との関連を踏まえ、施設の長寿命化に取り組みます。

⑤ 統合や廃止

- ・「岩沼市公園施設長寿命化計画」等に基づき維持管理を計画的かつ効果的に行い、利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置の見直しを検討します。

⑥ 管理体制

- ・街区公園・農村公園・緑道・緑地・児童遊園等の管理（日常点検、清掃、草刈等）を地元町内会等に委託する市と地元の協働による管理体制を推進し、施設管理者を通して地域コミュニティの形成を促進します。
- ・総合公園（朝日山公園）の管理（日常点検、清掃、草刈等）を地元公益法人に委託し、市との協働管理体制による適切な公園管理を行います。
- ・千年希望の丘は、指定管理者やボランティア等との協働による管理を継続します。
- ・グラウンド等については、スポーツ・レクリエーション系施設と一体的に指定管理を行うなど、引き続き、効率的な管理運営に取り組みます。

(15) 下水道

① 点検・診断等

- ・クリーンセンター長岡、調整池ポンプ室、ポンプ場及び二の倉排水管理所は、日常点検として週1回、民間委託により実施し、カルテを作成しています。今後は、より一層計画的かつ効率的に日常点検、定期点検、臨時点検、診断に取り組めます。
- ・今後、耐用年数を超える管路が増加することから、日本下水道協会の「下水道維持管理指針」（平成26年9月）に基づき、計画的かつ効率的な点検・診断等の体制を構築します。

② 維持管理・更新等

- ・クリーンセンター長岡、調整池ポンプ室、ポンプ場及び二の倉排水管理所は、不具合が発生した場合等、必要に応じて修繕を実施してきました。また、ポンプ場の設備は耐用年数が短く、かつ更新費用が高額となっています。今後は、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・更新等の実施に取り組めます。
- ・今後、耐用年数を超える管路が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、「公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に維持管理・更新等の実施に取り組めます。
- ・下水道台帳システムにて修繕履歴のデータベースを構築してきましたが、今後は特定公共下水道や雨水幹線の修繕履歴の一体的な管理を検討します。

③ 耐震化・安全確保

- ・平等汚水ポンプ場及び二の倉排水管理所以外全ての施設で新耐震基準を満たしています。
- ・平等汚水ポンプ場及び二の倉排水管理所は築40年を経過し、老朽化していることから、徹底した安全確保に取り組めます。
- ・地下式構造の調整池は、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷等の発生に備え、施設の安全確保に取り組めます。
- ・点検・診断結果又は市民からの通報により、危険性が認められた場合は早急に応急措置や修繕を実施します。

④ 長寿命化

- ・公共下水道（農業集落排水含む）は、国土交通省の「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」（2015年）を踏まえ、策定したストックマネジメント計画に基づき長寿命化に取り組めます。
- ・特定公共下水道においても、ストックマネジメント計画に基づき、長寿命化に取り組めます。

⑤ 統合や廃止

- ・農業集落排水は、令和7年度に公共下水道への接続切り替えを行う予定です。
- ・クリーンセンター長岡は、令和7年度から公共下水道への流入切り替えを予定していることから、用途を見直します。
- ・調整池は、雨水幹線の整備との整合を図りつつ、施設の必要性等の見直しを検討します。

⑥ 管理体制

- ・クリーンセンター長岡、調整池ポンプ室、ポンプ場及び二の倉排水管理所は、今後も市職員と民間委託により管理をするものとし、より一層効率的な管理体制の実現に向けて検討を行います。
- ・下水道の管理は、市職員と民間委託により実施しています。また、下水道の詰まりや臭い等に関する市民からの通報を受け随時対応しています。今後は、より一層効率的な管理体制の構築に向けて検討を行います。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(16) 上水道

① 点検・診断等

- ・水質検査センターは、建物の定期的な点検は実施していないことから、二市四町水質検査協議会と調整を図りつつ、計画的かつ効率的な点検・診断等に取り組みます。
- ・管路は漏水調査、管路巡視調査、管体調査を実施しています。
- ・漏水調査及び管路巡視調査は、民間委託により実施しています。
- ・管体調査は、切替工事や取付工事の際に管体の腐食状態を目視で確認しています。
- ・浄水場は日常点検及び法定点検を実施しています。
- ・日常点検は職員が目視で確認し、法定点検は民間委託により実施しています。
- ・今後は、水道施設情報管理システムの活用による点検結果のデータベースの構築に向けて検討を行います。

② 維持管理・更新等

- ・今後、法定耐用年数を超える管路・施設が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・更新等の実施に取り組みます。

③ 耐震化・安全確保

- ・耐用年数を超える管路が増加し、漏水事故による道路陥没等の事故の発生が懸念されることから、危険性が認められた管路は、優先的に更新を実施します。
- ・耐震化計画（年次計画）に基づき、基幹管路（管径 200mm 以上）の耐震化を推進します。
- ・玉崎浄水場及び根方配水池、志賀第 1・第 2 ポンプ場、志賀第 2 配水池は老朽化が進行していることから、耐震化・安全確保に取り組みます。

④ 長寿命化

- ・厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月）を踏まえて策定したアセットマネジメント（長寿命化）計画に基づき、改良工事等を行います。

⑤ 統合や廃止

- ・宮城県営仙南仙塩広域水道用水供給事業からの受水及び玉崎浄水場による二系統体制を維持します。
- ・水質検査センターは、他に類似施設がないことから、現在保有している機能を保持します。

⑥ 管理体制

- ・上水道の管理は、市職員と民間委託により実施しています。今後は、より一層効率的な管理体制の構築に向けて検討を行います。
- ・水質検査センターは、「岩沼市外一市四町水道水質検査協議会」で執行し、施設の管理は玉崎浄水場の職員が担当しており、今後も現体制を維持します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。
- ・技術職を中心とする職員の定年退職を控え、これまでの知識・技術を継承するとともに、民間企業の知識・技術を活用する視点から業務の委託化も勘案しつつ、技術継承に取り組んでいきます。

岩沼市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂

発行 宮城県岩沼市

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号
電話 0223-22-1111(代)
FAX 0223-24-0897